
第五次環境基本計画（第2回点検）報告書
＜環境保健部会担当分＞

環境省大臣官房環境保健部

令和3年7月5日

令和4年7月8日 時点修正（案）

第5次環境基本計画の点検の範囲と点検スケジュール

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【点検の範囲】

第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」／第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」
第4部「環境保全施策の体系」

（第2回点検分野の設定）

第2回点検分野の設定に当たっては、第1回点検分野で選定しなかった項目及び第1回点検分野として取り上げた項目のうち、進捗状況を確認する必要がある項目を重点的に点検する。さらに最終的な点検年次である2022年度においては全体的な進捗状況を確認し、第五次計画の総括を行う。

【点検スケジュール】

	全体の点検スケジュール	環境保健部会の点検スケジュール
1年目（2018年度）	点検の準備	—
2年目（2019年度）	【第1回】 各部会による各分野の点検	2020年2月26日 第1回点検
3年目（2020年度）	【第1回】 各部会による点検及び取りまとめ	2020年7月31日 第1回点検報告書取りまとめ
		2020年12月1日 総合政策部会に報告 ※第1回点検報告書取りまとめ 第2回点検分野を設定
		2021年1月28日 第2回点検
4年目（2021年度）	【第2回】 各部会による各分野の点検	2021年7月5日 第2回点検報告書取りまとめ
5年目（2022年度）	【第2回】 各部会による点検及び取りまとめ （最終的な点検）	2022年7月8日 第2回点検報告書 時点修正＜本日＞ 時期未定 総合政策部会に報告 ※第2回点検報告書取りまとめ
6年目（2023年度）	計画の見直し	—

第五次環境基本計画の第2回点検分野（環境保健部会関係）

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
3. 生物多様性の確保・自然共生	自然環境部会
4. 環境リスクの管理	
（1）水・大気・土壌の環境保全（大気関係）	大気・騒音振動部会 環境保健部会（熱中症関係のみ）
（3）環境保健対策	環境保健部会
5. 各種施策の基盤となる施策	総合政策部会
6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応	
（1）東日本大震災からの復興・創生	循環型社会部会 環境保健部会（健康管理関係）
（2）自然災害への対応	循環型社会部会 大気・騒音振動部会 動物愛護部会

点検の視点

各部会は、**重点戦略全体を俯瞰しながら**、以下の観点からも、必要に応じ、確認、検討を行う。

- 各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果は生じているか、足りない施策はないか。
 - 担当分野における環境保全上の効果に加え、**他の環境保全上の効果が発揮**できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
 - **経済・社会面での効果**はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためにはどのような取組があり得るか。
 - 関係府省等他の施策とどのように**有機的に連携**できるのか。
 - **地域循環共生圏の創造**にどの程度貢献できているか。
 - 経済社会システム、ライフスタイル、技術といった**あらゆる観点からのイノベーションの可能性**があるか。
 - **環境保全と新型コロナウイルス感染症への対応**を有機的に連携できているか。
 - **2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現**に向けてどのような取組があり得るか。
- 上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例（事業者、自治体、NPO等）、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにする。
 - 各部会は、点検を通じ、計画内容の見直しに向けた論点の整理を行う。

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）

計画の記載

- 騒音・振動・悪臭・**暑熱**・光害といった人の感覚に悪影響を及ぼす環境問題から生活環境を保全するため、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）等に基づく規制や優良事例を整理した各種マニュアル、**暑さ対策のガイドライン等の作成・周知による各地方公共団体の取組の推進、人への影響に関する調査研究、熱中症予防情報など情報提供による普及啓発を実施**する。

施策の進捗状況・評価

i) 平成31年/令和元年度以降の進捗状況

○熱中症対策行動計画

- ・令和3年3月25日、政府において、環境大臣を議長、関係府省庁の担当部局長を構成員とした「**熱中症対策推進会議**」を開催し、「**熱中症対策行動計画**」を策定した。また、**令和4年4月13日「熱中症対策行動計画」を改定した。**

○熱中症警戒アラート

- ・令和2年夏に、暑さ指数（WBGT）に基づき、「熱中症警戒アラート（試行）」を関東甲信地方で先行的に実施した。その検証結果等を踏まえて、**令和3年4月から「熱中症警戒アラート」として、全国で運用を開始した。**

○熱中症対策に係るシンポジウム

- ・地域における熱中症対策推進のため、地域密着型の人材育成を行い、地域における熱中症予防行動の徹底につなげていく。

○熱中症環境保健マニュアル

- ・平成17年に発行した「熱中症環境保健マニュアル」を令和4年3月に改訂した。

○熱中症予防対策ガイドンス

- ・令和元年度～令和2年度に、「熱中症予防対策ガイドンス策定に係る実証事業」で採択した16の実証事業について、事業に係る費用や検証結果を示すとともに、実証事業を含めた地域における熱中症予防対策の優れた取組事例を取りまとめ、「**熱中症予防対策ガイドンス**」を策定し、令和3年4月に公表した。

ii) 定量的な進捗の確認

	H31/R1	R2	R3
熱中症予防情報サイトの閲覧数（万回）	3087	4759	4364

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

- 関係府省庁等他の施策との有機的な連携 ※（ ）内は環境省と連携している関係府省庁
「熱中症警戒アラート」運用：（気象庁）令和2年7月～関東甲信1都8県で試行、令和3年4月～全国展開
「熱中症警戒アラート発表時の熱中症予防行動」の普及啓発リーフレット・ポスター作成・事務連絡発出（令和4年4月）
- ・夏本番前のエアコンの早期点検の呼びかけ：（経済産業省）
普及啓発ポスター作成・周知（令和4年4月）
- ・学校における熱中症対策：（文部科学省）
「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成・周知：（令和3年5月）
- ・災害時の熱中症対策：（内閣府防災担当、消防庁、厚生労働省）
「災害時の熱中症予防」の普及啓発リーフレット作成・周知（令和3年3月）、事務連絡発出（令和3年6月、令和4年6月）
- ・東京オリンピック・パラリンピック主要競技会場周辺等での暑さ指数（WBGT）等の実測調査、大会本番の各競技会場内での暑さ指数（WBGT）の計測及びデータ収集：（オリパラ組織委員会）（平成29年6月～）
- ・高齢者のための熱中症対策：（厚生労働省、経済産業省）
普及啓発リーフレット作成・周知（令和3年7月、令和4年6月）
- ・政府の熱中症対策：（熱中症対策推進会議の関係府省庁）
関係府省庁の熱中症対策を紹介したリーフレット作成・周知（令和3年7月）
- 新型コロナウイルス感染症への対応 ※（ ）内は環境省と連携している関係府省庁
- ・「新しい生活様式」での熱中症予防：（厚生労働省）
普及啓発リーフレット作成・周知、事務連絡発出（令和3年6月、令和4年6月）
- ・「コロナワクチン集団接種会場」における熱中症対策：（厚生労働省）
事務連絡発出（令和3年6月、令和4年6月）

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）

熱中症警戒アラート

発表時の予防行動

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと^(※)に発表されます。
発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用する等の、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位

外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう

- 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
- 昼夜を問わず、エアコン等を使用して部屋の温度を調整しましょう。
- 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。

熱中症のリスクが高い方に声かけをしましょう

- 高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者等は熱中症になりやすい方々です。これらの熱中症のリスクが高い方には、身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分補給等を行うよう、声をかけましょう。

熱中症警戒アラート 発表時の予防行動

普段以上に「熱中症予防行動」を実践しましょう

- のどが渇く前にこまめに水分補給しましょう。（1日あたり1.2Lが目安）
- 涼しい服装にしましょう。
- 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合は適宜マスクをしましょう。

外での運動は、原則、中止／延期をしましょう

- 身の回りの暑さ指数（WBGT）に応じて屋外やエアコン等が設置されていない屋内での運動は、原則、中止や延期をしましょう。

暑さ指数（WBGT）を確認しましょう

- 身の回りの暑さ指数（WBGT）を行動の目安にしましょう。
- 暑さ指数は時間帯や場所によって大きく異なるため、身の回りの暑さ指数を環境省熱中症予防情報サイトや気象庁で測定して確認しましょう。

※環境省熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症とは

熱中症とは、暑い環境で体温の調節ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、最悪の場合は死に至る疾患です。重篤となる可能性があり、運動中だけでなく、室内でも起こります。日頃から十分に予防するようにしましょう。

暑さ指数（WBGT）とは

暑さ指数（WBGT）とは、気温、湿度、放射熱（日差し等）からなる熱中症の危険性を示す指標で、「危険」「厳重警戒」「警戒」「注意」「ほぼ安全」の5段階があります。根拠ごとに熱中症を予防するための生活や運動の目安が示されていますので、日常生活の参考にしましょう。



より詳しい情報は...

環境省：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

気象庁：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/natsu.html>

環境省 熱中症 対策



「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

友達追加はこちら



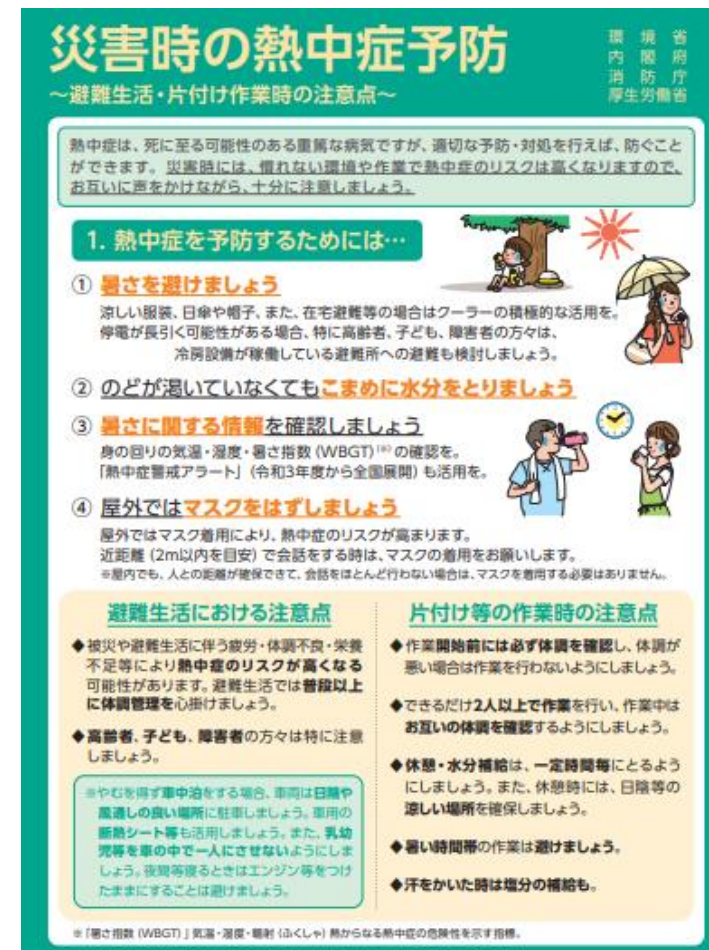
「熱中症警戒アラート」発表時の予防行動の普及啓発リーフレット（環境省、気象庁）
（令和3年4月～全国展開）

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）



「新しい生活様式」での熱中症予防リーフレット
（環境省、厚生労働省）
（令和4年6月）



「災害時の熱中症予防」リーフレット
（環境省、内閣府防災担当、消防庁、厚生労働省）
（令和4年6月）

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）



夏本番前の
エアコンの早期点検の呼びかけポスター
（経済産業省、環境省）
（令和4年4月）

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要版）

はじめに

環境省・文部科学省では、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（以下、「本手引き」）を作成することといたしました。

本手引きでは、ガイドラインに記述すべき項目やガイドライン作成上の留意点についてお示しします。

なお、令和3年度から熱中症警戒アラートが全国展開されることから、熱中症警戒アラート発表時の対応についても紹介しています。

本手引きの構成

第1章 本手引きの位置づけと活用方法

第1章 本手引きの位置づけと活用方法
第2章 熱中症とは
第3章 暑さ指数（WBGT）について
●暑さ指数（WBGT）とは ●暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針
●暑さ指数（WBGT）の測定
第4章 熱中症警戒アラートについて
●熱中症警戒アラートとは
●熱中症警戒アラートの活用にあたって
第5章 熱中症の予防措置
●事前の対応 ●授業日の対応 ●週休日、休日、学校休業日の対応
第6章 熱中症発生時の対応
第7章 熱中症による事故事例
第8章 参考資料

- 本手引きは、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、環境省・文部科学省が共同で作成しました。

- 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。

- 各学校においては、実践編（第5章、第6章）を中心に参考としてください。

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
（文部科学省、環境省）
（令和3年5月）

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥ 快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。

部屋の中でも注意が必要です エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。

- エアコンを上手に使いましょう**
体に直接あたらないように風向きを調整しましょう
- すだれやカーテンを活用し直射日光を遮る
- 換気をして窓外の涼しい空気を入れる
- 温度・暑さ指数を確認する
- 扇風機や換気扇を併用する
長時間、風が体に直接あたらないように注意しましょう
- 窓とドアなど2カ所を開ける

さらに、気をつけるべきポイント

熱中症を防ぐために
マスクをはずしましょう

ウイルス感染対策は忘れず！

近距離で（2m以内を目安）会話をする時は、マスクの着用を

マスク着用時は

- 激しい運動は避けましょう
- のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう
- 気温・湿度が高い時は特に注意しましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう

1日あたり1.2L(1.2リットル)を目安に

● 1時間ごとにコップ1杯

● 入浴前後や起床後もまず水分補給を

● 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

※水分や塩分の摂取量は、かかりつけ医の指示に従いましょう。

！ 高齢者は特に注意が必要です

体内の水分量が不足しがちです
高齢者は若年者よりも体内の水分量が少なく、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

暑さに対する感覚機能が低下しています
加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

暑さに対する体の調節機能が低下します
高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも環境適応への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

● 東京都23区における熱中症死亡者の状況（令和3年度）
※計29人（連絡先）のうち

約8割は65歳以上の高齢者
約9割はエアコンを使用していなかった

エアコン設置有無・使用状況別

エアコン有・使用有 16%
エアコン有・使用無 76%
エアコン無・使用有 4%
エアコン無・使用無 4%

予防法ができていないかチェックしましょう

☐ エアコン・扇風機を上手に使用している	☐ 部屋の温度を測っている	☐ 部屋の風通しを良くしている	☐ 必要に応じてマスクをはずしている	☐ こまめに水分補給をしている
☐ シャワーやタオルで体を冷やす	☐ 暑い時は無理をしない	☐ 涼しい服装をしている外出時は日傘・帽子	☐ 涼しい場所・施設を利用する	☐ 緊急時・困った時の連絡先を確認している

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック！ >> <https://www.wbg.ten.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っています。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

【熱中症警戒アラート】は環境省のLHD公式アカウントで確認することができます。

厚生労働省 経済産業省 環境省

2023年7月版

高齢者のための熱中症対策
(厚生労働省、経済産業省、環境省)
(令和4年6月)

4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価（続き）

○地域循環共生圏の創造への貢献

【地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業】

本事業において、令和3年度～令和4年度に全国より**12地方自治体**をモデル自治体として選定し、熱中症対策に関する課題及び必要な対策を整理することを支援する。**令和4年度に整理した対策の検証を行い、得られた知見を全国の地方自治体向けに「地域における熱中症対策ガイドライン（仮称）」として整理し、全国各地で、地域での熱中症対策を一層推進する。**

○イノベーション（経済社会システム、ライフスタイル、技術など）の可能性

【熱中症警戒アラート】

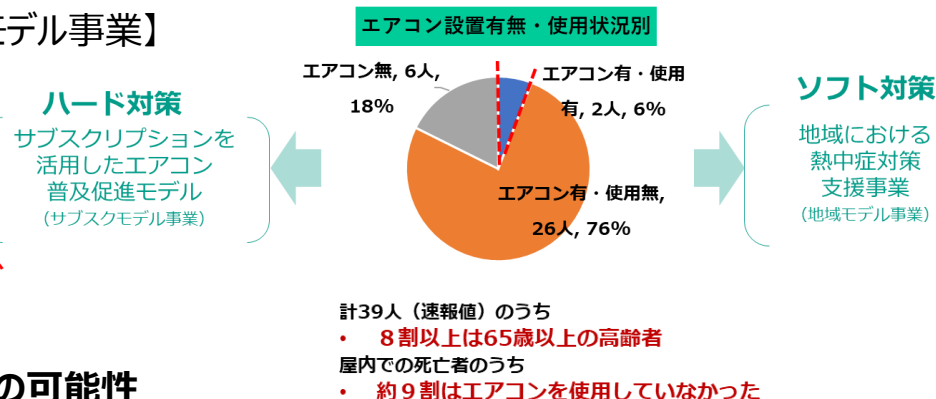
暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動の定着を図った。令和2年夏より関東甲信地方で先行試行し、**令和3年4月より全国での運用を開始した。**

【エアコン】

熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進に繋がるよう、**産業界との連携を強化するとともに、熱中症予防に関する機器や商品等の普及を促進することを「熱中症対策行動計画」に盛り込んだ。**特に、エアコンについては、シーズン前の早期点検や適切な室温管理等の使用方法的呼びかけなど、特に高齢者等を意識した対応を進めている。**また貧困層や高齢者層などのエアコン非保持者を対象にエアコン普及を目的として、初期費用低減が可能となるサブスクリプションを活用したビジネスモデルの確立を支援するモデル事業を行っている。**

地域における効果的な熱中症対策支援事業
サブスクリプションを活用したエアコンの普及促進事業

令和3年夏の東京都23区における熱中症死亡者の状況



4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全

⑥快適な感覚環境創出に向けた取組（熱中症関係）

今後の施策の方向性

熱中症対策行動計画（令和4年4月改定）に基づく施策

○中期的な目標：

- ・熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030年までの間、令和3年に引き続き死亡者数が年1,000人を超えないようにすることを目指すし、顕著な減少傾向に転じさせる。
- ・顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らすことを目指す。

○令和4年夏の目標：

「熱中症警戒アラート」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動のより一層の定着を目指す。

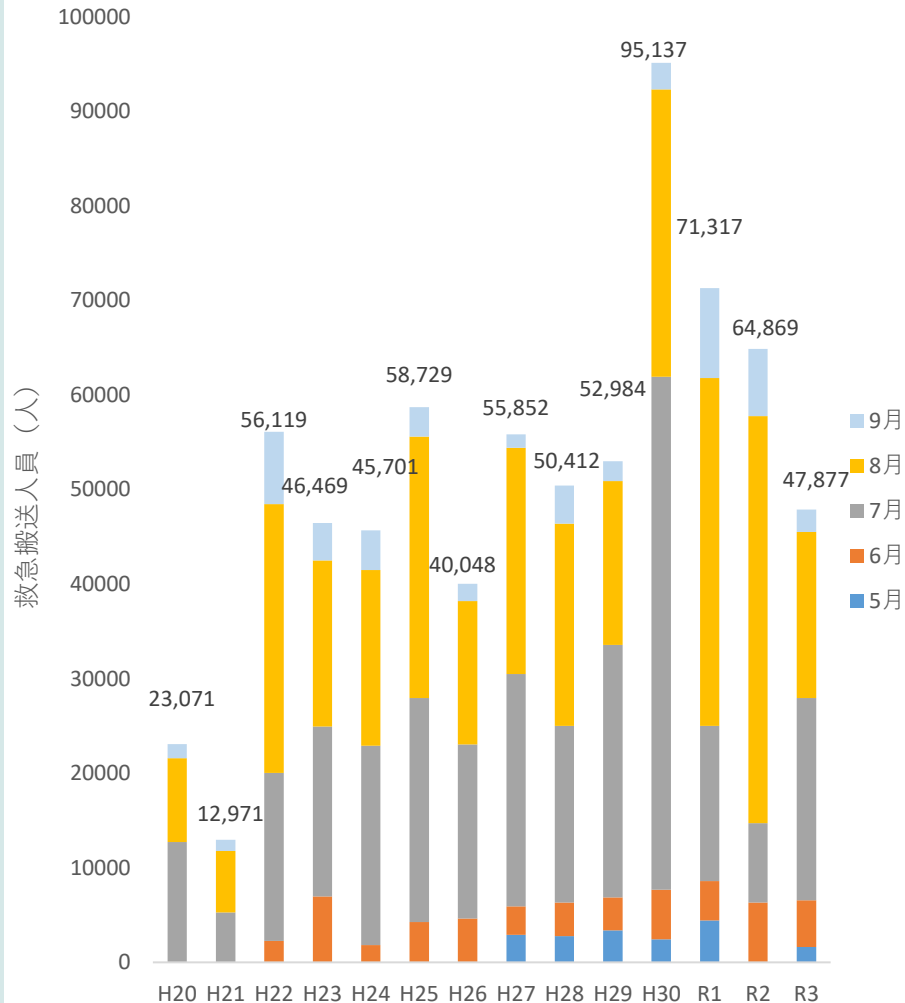
次期計画に向けた論点・課題

- ・熱中症死亡者の状況として、屋内での高齢者の割合が高く、エアコンの使用状況が熱中症リスクに影響を及ぼしていることに鑑み、高齢者に対してどのような対策を行うことが適切か、検証していく必要がある。
- ・「熱中症対策行動計画」における熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030年までの間、令和3年に引き続き死亡者数が年1,000人を超えないようにするためには、地方自治体における取組が重要であり、各地方公共団体における熱中症対策の知見を持った人材の育成が必要である。
- ・熱中症対策は全国的に地域に差異なく当然実施されるべきであり、高齢者等の熱中症弱者への地域での見守りや声かけを実施等、地域密着型の熱中症対策推進のため、地方自治体が主体となって対応を施策できるよう意識付けが必要がある。
- ・地球温暖化に伴い、近年、世界的に各地で発生している顕著な高温のリスクが高まる中、関係機関が連携して、事前の計画の策定や暑さから避難する場所の確保等、地域において住民の命と健康を守るための体制整備を支援する必要がある。

熱中症による救急搬送人員と死亡者の状況

熱中症による救急搬送人員の状況

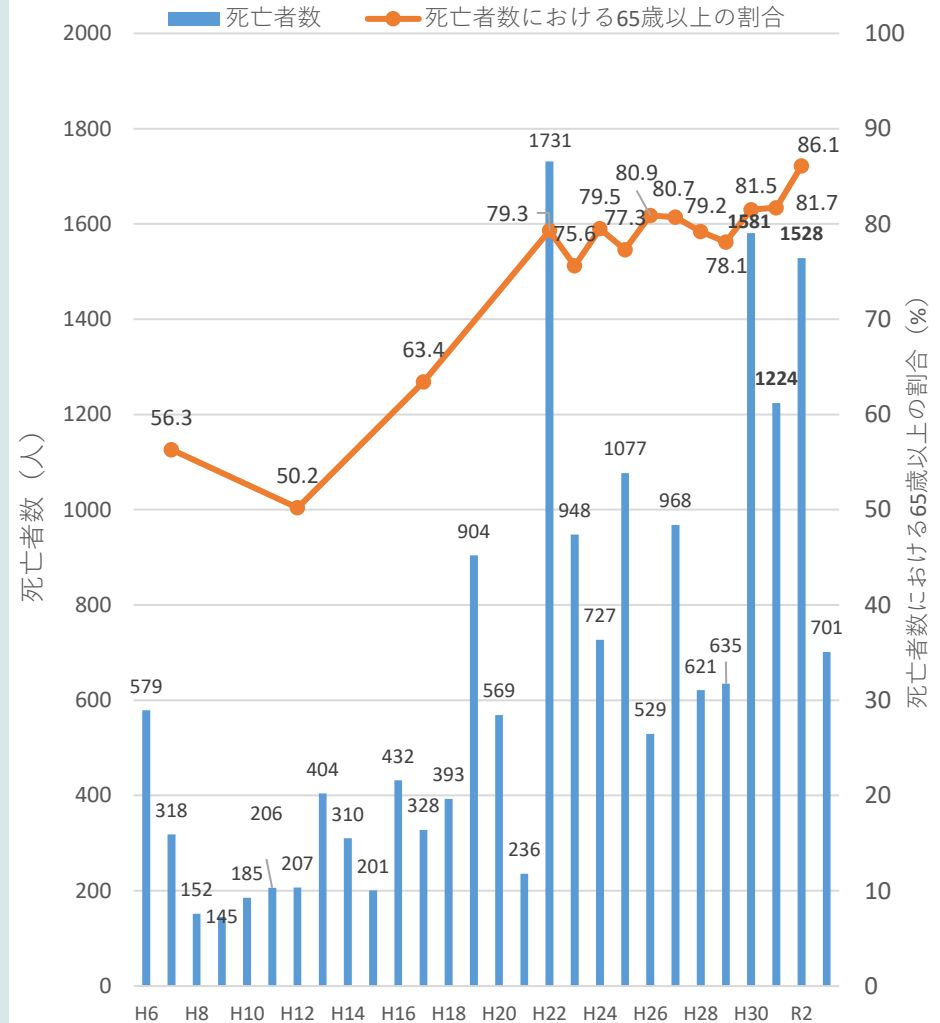
例年4～5万人前後の救急搬送人員が発生



出典：消防庁

熱中症による死亡者の状況

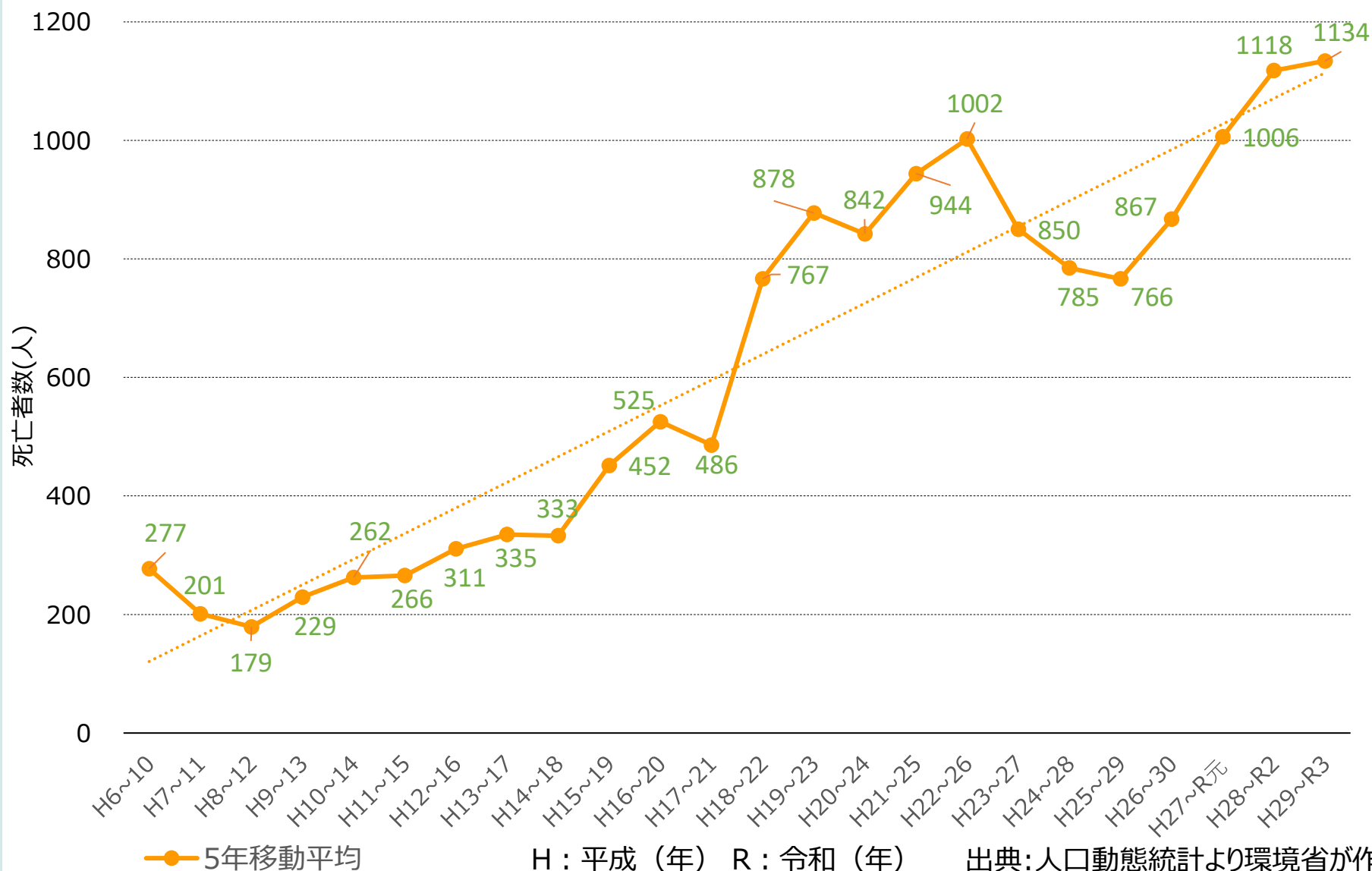
平成30年から令和2年まで、3年連続1,000人を超えている



※令和3年の値は6月～9月概数

出典：人口動態統計

熱中症による死亡者の状況 5年移動平均（全国）



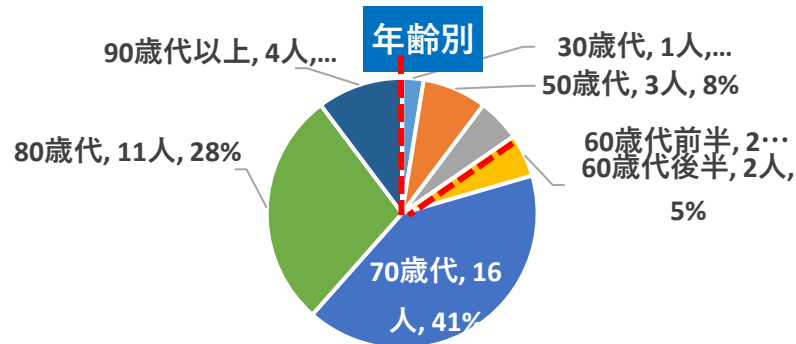
熱中症による死亡者の状況

令和3年夏の東京都23区、大阪市における熱中症死亡者の状況

○令和3年10月31日検案時点までの**東京都23区**における熱中症による死亡者**39人**
(東京都監察医務院の死体検案の速報値)

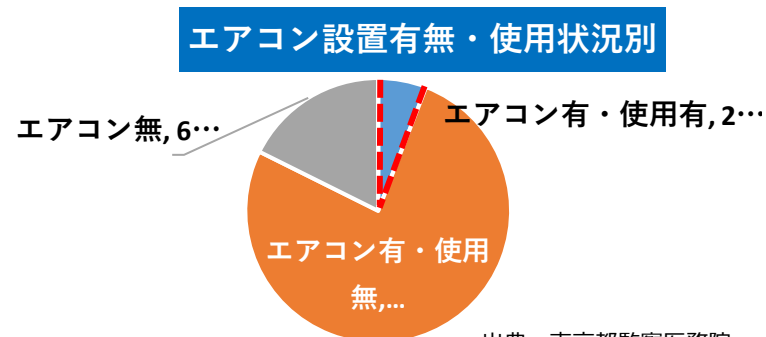
計39人(速報値)のうち

- ・ **8割以上は65歳以上の高齢者**



屋内での死亡者のうち

- ・ **約9割はエアコンを使用していなかった**

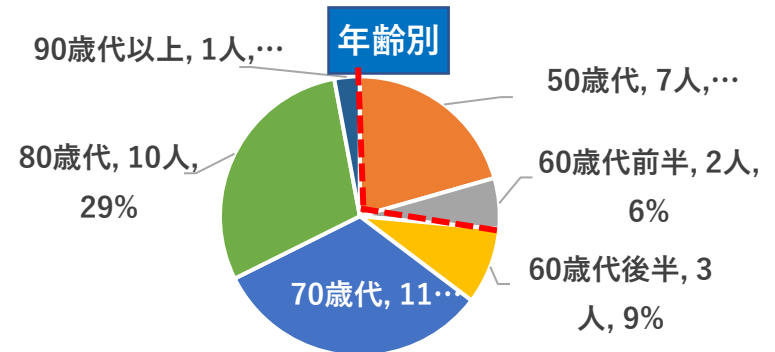


出典：東京都監察医務院

○令和3年10月31日検案時点までの**大阪市内**における熱中症による死亡者**34人**
(大阪府監察医事務所の死体検案の速報値)

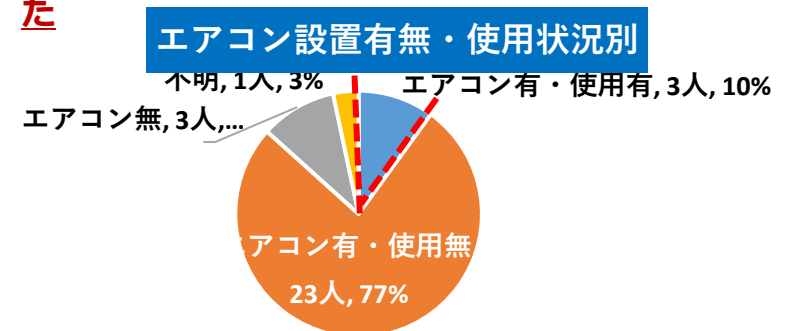
計34人(速報値)のうち

- ・ **7割以上は65歳以上の高齢者**



屋内での死亡者のうち

- ・ **約9割はエアコンを使用していなかった**



出典：大阪府監察医事務所

< 中期的な目標 >

- ・熱中症による死亡者数ゼロに向けて、**2030年までの間、令和3年に引き続き**死亡者数が年1,000人を超えないようにすることを目指し、**顕著な減少傾向に転じさせる。**
- ・**顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らすことを目指す。**

<令和4年夏の目標>

- ・「熱中症警戒アラート」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動の**より一層の**定着を目指す。

1.重点対象分野

（1）高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

- ・昨今の世界情勢に伴う電気料金や安定的な電力供給への影響が懸念される中、エアコンを適切に利用し、熱中症予防行動につなげることが重要であり、熱中症対策に関する知見を、高齢者等の視点に立って伝わりやすいように包括的に取りまとめ、地方公共団体や民間企業等の協力も得ながら、各府省庁連携して様々なルートを通じてワンボイスで伝えます。

（2）管理者がいる場等における熱中症対策の促進

- ・教育機関（学校現場内外）、社会福祉施設、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場、避難所等の現場において、熱中症警戒アラートの活用や、暑さ指数の測定・活用などにより、各現場に応じた熱中症対策をより一層徹底するとともに、**体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進します。**

（3）地方公共団体による熱中症対策の取組強化

- ・地域における熱中症警戒アラートの活用や関係部署・機関との連携の強化を促すとともに、地域における熱中症対策の優れた取組事例の周知を行います。

（4）新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立

- ・マスク着用と熱中症の関係などを含めた、「新しい生活様式」における熱中症予防について、研究調査分析を進め、十分な科学的知見を得ながら、新しい知見を随時盛り込んだ対応策の周知を徹底します。

（5）顕著な高温の発生に備えた対応

- ・地球温暖化に伴う顕著な高温のリスクが高まる中、関係機関が連携して、事前の計画の策定や暑さから避難する場所の確保等、地域において住民の命と健康を守るための体制整備を支援します。

2.連携の強化

（1）地域における連携強化

- ・地方公共団体を中心とした地域住民の熱中症予防行動を促進し、また、高齢者等の熱中症弱者への地域での見守りや声かけが実施されるよう、地域の団体や民間企業と連携を促進します。

（2）産業界との連携強化

- ・熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進につながるよう、産業界との連携を強化するとともに、**エアコンについては、再生可能エネルギー等の活用といった脱炭素の観点も組み入れた普及促進を図ります。**

3.広報及び情報発信の強化

- **熱中症予防強化キャンペーン**：「熱中症予防強化キャンペーン」（毎年4月～9月）を、関係府省庁と連携して広報を実施します。
- **熱中症警戒アラート**：「熱中症警戒アラート」について、**データ検証を行い、精度向上に努めるとともに、効果的な発信の在り方を検討し、**関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報共有を実施します。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

計画の記載

- 「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づき、汚染者負担の原則を踏まえつつ、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図る。

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○汚染負荷量賦課金の徴収状況

- ・環境再生保全機構は、全国の約8,100のばい煙発生施設等設置者（汚染負荷量賦課金の納付義務者）から、公害健康被害者に対する給付等に必要な費用の8割を賄う汚染負荷量賦課金を徴収・収納を実施。
- ・納付義務者に対する制度についての説明や相談への対応、申告及び納付期限の遵守についての指導、電話、文書及び現地訪問等による申告督促や納付督促などの取組を行うことにより、各年度の徴収（申告）率・収納率は99.9%以上。

○汚染負荷量賦課金徴収手続の電子化

- ・環境再生保全機構は、納付義務者の利便性と効率性を高めるため、平成11年度よりフロッピーディスク（F D）・C Dによる申告を、平成15年度よりオンライン申告を導入。令和3年度の汚染負荷量賦課金申告に占める電子申告率は、申告件数で76%、申告金額で94.3%。
- ・平成30年1月から電子納付収納サービス（ペイジー）による納付を開始し、順次、取扱金融機関を拡大することにより、納付義務者の利便性を向上。

○自動車重量税からの財源の確保

- ・平成30年3月に公健法の一部を改正し、平成30年度以降も 当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を環境再生保全機構に交付することができるよう措置。

○認定患者への補償給付・公害福祉事業の実施

- ・環境省では、毎年、補償給付支給事務費交付金の交付要綱の交付基準を定め、自治体から当該基準に基づく交付申請を受けて交付を行い、自治体の認定審査会の運営費等の事業実績を報告させている。また、公害保健福祉事業の算定基準を定め、事業計画の申請を受けて承認し、環境再生保全機構を通じ自治体に事業費を交付している。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○認定患者への補償給付・公害福祉事業の実施

- ・環境省は、適正かつ効率的な執行を図る観点から毎年、関連する地方公共団体の約1/3について指導監視を実施。また、旧第一種指定地域の公害健康被害補償制度のより円滑な運営に資するため、毎年、該当する自治体の担当課長等が参加する担当課長会議を開催し、公害健康被害補償・予防制度の状況や環境再生保全機構の事業などの説明を実施。
- ・環境再生保全機構は、補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に行うため、地方公共団体に対し補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう指導調査や納付業務システム担当者研修会を実施。
- ・公害保健福祉事業については、令和2年度新型コロナウイルスの感染拡大を受け、呼吸筋ストレッチ体操の動画及びインフルエンザワクチン接種を推奨するリーフレット等を作成し、地方公共団体に配布するとともに環境再生保全機構ホームページで公開。また、呼吸筋ストレッチ教室をリモートにより実施。

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

【汚染負荷量賦課金 収納率の推移】

（単位：百万円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申告額(a)	30,140	30,202	28,909	27,305
収納済額(b)	30,135	30,198	28,905	27,301
収納率(c) ($c=b/a \times 100$)	99.986%	99.987%	99.986%	99.986%

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

【汚染負荷量賦課金 申告区分別申告件数・申告金額の推移】

申告区分	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比
オンライン	5,323	65.4%	23,882	79.3%	5,394	66.2%	24,279	80.4%	5,440	66.9%	23,100	79.9%	5,737	70.7%	22,046	80.8%
FD・CD	573	7.0%	3,846	12.8%	563	6.9%	3,845	12.7%	534	6.6%	4,040	14.0%	429	5.3%	3,688	13.5%
電子申告計	5,896	72.4%	27,728	92.1%	5,957	73.1%	28,124	93.1%	5,974	73.5%	27,140	93.9%	6,166	76.0%	25,734	94.3%
用紙申告	2,244	27.6%	2,394	7.9%	2,196	26.9%	2,078	6.9%	2,151	26.5%	1,769	6.1%	1,948	24.0%	1,542	5.7%
合 計	8,140	100.0%	30,122	100.0%	8,153	100.0%	30,202	100.0%	8,125	100.0%	28,909	100.0%	8,114	100.0%	27,276	100.0%

【電子納付収納サービス（ペイジー）利用状況の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ペイジー利用件数（件）	460	749	1,037	1,361
ペイジー納付金額（百万円）	450	816	1,340	1,706

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

【補償給付等財源の推移】

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
汚染負荷量賦課金	30,135	30,198	28,905	27,301
自動車重量税	7,355	7,273	7,192	7,029
公害保健福祉事業補助金	26	23	17	17
計	37,516	37,494	36,114	34,347

【公害保健福祉事業の被認定者の参加割合】

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	82.4	81.9	64.1	67.6

【補償給付等納付額の推移】

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療養給付	12,337	12,067	10,939	10,596
療養費	111	98	86	79
障害補償費	18,959	18,477	17,997	17,398
遺族補償費	1,641	1,636	1,559	1,460
遺族補償一時金	902	753	692	656
児童補償手当	0	0	0	0
療養手当	3,453	3,321	3,060	2,894
葬祭料	156	127	113	113

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

①公害健康被害補償

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

- 公害健康被害補償法に基づき、汚染負荷量賦課金の徴収を適切に行うとともに認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を着実に実施した。
- 新型コロナウイルス感染症による納付義務者や認定患者への影響を考慮して以下を対応を行った。
 - ・徴収手続の電子化を促進するため、オンライン申告システムや徴収審査システムの改修を実施、**令和3年度には、汚染負荷量賦課金申告・納付特設サイトを開設し、届出及び問合せをICT（情報通信技術）化するリニューアルを実施した。**
 - ・令和2年3月及び4月に被認定者の認定の更新の審査にあたっての医学的検査の一部又は全部を省略し、医師の診断書等に基づき審査を行うことができること、認定の更新の延長（法第8条の2）の適用についても考慮すること、障害の程度に係る診査について政令で定める期間内に診査が困難な場合には正当な理由により診査が受けられなかったものと解すべきこと、電話や情報通信機器を用いた療養の給付が可能なことを地方公共団体に周知。
 - ・令和3年5月には公害保健福祉事業について、リハビリテーションに関する業務及び家庭における療養の指導について、必要に応じて電話、情報通信機器等を利用した方法が可能なことを周知するとともに、喫煙は新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクが高いことが指摘されていること等を踏まえ、「禁煙指導の充実について（昭和59年12月18日付け環保業第222号）」に基づき被認定者への禁煙指導の一層の充実を図るよう地方公共団体に依頼。
 - ・公害保健福祉事業では、コロナ禍を踏まえた新しい生活様式に合わせたICTを活用が求められたことから、被認定者及び地方公共団体が活用できる動画制作やオンライン教室を開催。

今後の施策の方向性

- ・引き続き、汚染負荷量賦課金の徴収・収納を適切に実施するとともに、納付義務者の利便性向上にも配慮する。
- ・補償給付及び公害保健福祉事業については、被認定者に必要な補償がなされ、健康を回復、保持、増進させる事業が行われるよう取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症流行下においても、認定患者が必要な療養を受けられるよう必要な対応を行う。

次期計画に向けた論点・課題

新型コロナウイルス感染症の流行時においても認定患者が適切な療養や回復が行われるようICTの活用等を図る。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

②公害健康被害予防事業の実施

計画の記載

- 環境再生保全機構に造成された公害健康被害予防基金の運用益等により、大気汚染の影響による健康被害を予防するために調査研究等の必要な事業を行い、地域住民等の健康の確保を図る。

施策の進捗状況・評価

ⅰ）平成30年以降の進捗状況

公害健康被害予防事業は、近年の低金利の影響を受けて、事業実施の原資となる予防基金の運用益の減少が続いており、より効果的・効率的な事業実施が求められている。地方公共団体に対する助成事業は従来の事業規模を維持し、環境再生保全機構が直轄で行う事業についても関係者のニーズも踏まえ、事業の重点化を図っている。

○環境再生保全機構の行う直轄事業

- ・ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患(COPD)の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を実施。
- ・環境再生保全機構がこれまでに得た知見等を活用し、地域住民、医療関係者、地方公共団体職員等に対し、研修、イベント、Webによる動画公開等の効果の高い手法を通じて、普及啓発を実施。
- ・令和2、3年度の研修事業は、コロナウイルスの感染拡大を受けすべての研修をオンライン形式により実施。



COPD普及啓発特設サイト
栄養療法ページ



各種パンフレット

○環境再生保全機構から地方公共団体への助成事業

- ・地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患(COPD)の発症又は増悪予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応したソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）への助成を実施。
- ・環境再生保全機構では、外部有識者の協力の下、令和元年3月に「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を報告書に取りまとめ、地方公共団体実務者会議等において、事業実施例を紹介する等の情報共有に努めた。
- ・令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施した事業やオンライン事業の事例を事例集として取りまとめ、地方公共団体に情報提供を実施。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

②公害健康被害予防事業の実施

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

コース名	受講者数			
	30年度	元年度	2年度	3年度
ソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）基礎研修	19人	21人	-	-
ソフト3事業研修	31人	21人	151人	39人
保健指導研修	台風のため中止	67人	88人	78人
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	101人	97人	203人	320人
環境改善研修	81人	69人	98人	97人
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	65人	56人	103人	164人
計	297人	331人	643人	698人

* 令和2、3年度はオンライン形式で開催

【ぜん息・COPD電話相談事業実施状況】

実施期間	相談件数			
	30年度	元年度	2年度	3年度
4月1日～3月31日 月～土（年末年始及び祝日を除く）	1022件	1026件	986件	867件

【講習会等開催状況】

実施期間	参加人数			
	30年度	元年度	2年度	3年度
日本小児臨床アレルギー学会共催市民公開講座	158人	-	-	-
アレルギーの日関連行事（講演会）	142人	-	-	168人
保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会	470人	703人	7,180人	-

* 令和2、3年度の講習会等は、オンライン配信で開催

【助成事業実施状況】

事業内容			30年度	元年度	2年度	3年度
環境保健事業	（ソフト3事業） （参加人数）	健康相談事業	26,367人 (44)	32,818人 (43)	24,933人 (36)	25,092人 (37)
		健康診査事業	84,195人 (25)	78,799人 (25)	73,252人 (25)	80,653人 (25)
		機能訓練事業	22,076人 (33)	20,080人 (33)	4,445人 (9)	4,976人 (13)
		合計	132,638人	131,697人	102,630人	110,721人
	医療機器等整備（助成）事業（実施施設数）		0箇所	1箇所	0箇所	0箇所
環境改善事業	計画作成事業（事業実施数）		3事業	1事業	2事業	1事業
	大気浄化植樹（助成）事業（実施植樹面積）		753.6㎡ (5)	79.7㎡ (2)	24.5㎡ (1)	939.8㎡ (2)

* ソフト3事業の各年度の括弧書きは実施地方公共団体数、大気浄化植樹（助成）事業の各年度の括弧書きは実施箇所数を表す。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

②公害健康被害予防事業の実施

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

- 公害健康予防基金の運用益が減少する中、事業財源の安定的な確保を図り、ぜん息患者等のニーズを踏まえ効率的・効果的な事業の実施を図った。
- 新型コロナウイルス感染症への対応**
公害健康被害予防事業における新型コロナウイルス感染症への対応のため、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避の徹底など、新しい生活様式に配慮した人と人との接触機会を可能な限り抑えた新たな事業実施方法の検討と試行、地方公共団体との情報共有を図った。
 - ・新型コロナウイルス感染症とぜん息・COPD との関係について、専門医から機構YouTube を通じてビデオメッセージを配信。
 - ・通院できない状況であっても、ぜん息・COPD 患者の身体活動量を維持していくため、理学療法士による呼吸法や運動療法についての動画を制作し、機構YouTube で配信。
 - ・ぜん息患者が公共交通機関を使いづらいとの声や、外部のボランティアからのぜん息マークの紹介を受けて、「ぜん息マークキーホルダー」を制作し、希望者に配布。
 - ・生活情報誌「すこやかライフ」（年 1 回発行）について、新たにWeb版を設け、オンライン診療や、インフルエンザワクチンの接種など、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を提供。
 - ・事業実施の新たなツールとして、機能訓練事業で使用されている冊子「呼吸筋ストレッチ体操」のリニューアルに併せて動画を制作し、地方公共団体、医療機関等に提供。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった集合形式による事業の代替として、既設のぜん息・COPD電話相談室の拡充のほか、新たにリモートによる講演会や呼吸筋ストレッチ教室を開催。
 - ・また、マスメディアを活用した広報を通じて、ぜん息・COPDの普及啓発事業を実施。



ぜん息マークキーホルダー

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

②公害健康被害予防事業の実施

今後の施策の方向性

ぜん息患者等のニーズの変化を的確に把握し、より一層の事業の重点化、他団体との連携により、必要とされる事業が継続的に実施されるよう必要な措置を講じる。

次期計画に向けた論点・課題

予防基金運用益が減少し続ける中、ICT（情報通信技術）を活用したリモートにより事業の実施、地方公共団体の行う機能訓練事業へ派遣する人事育成を行う等、効率的な事業の実施を図る。

公害健康被害予防事業（直轄事業（機構が自ら行う事業））

- 調査研究：大気汚染による健康影響に関する調査研究
大気汚染の改善に関する調査研究
- 知識の普及：ホームページやパンフレット等による情報の提供、ぜん息・COPD（慢性閉塞性肺疾）
電話相談室の開設、講習会の開催等



各種パンフレット



ぜん息・COPD電話相談室

ぜん息・COPD電話相談室 ☎0120-598014

ぜん息・COPD特設サイト

階段を上がると息切れがする
それ、年齢ではなく、**COPD**のせいかも

喫煙が主な原因とされ、
せき・たん・息切れの症状が続く病気 **COPD**。

チェックする ■セルフチェックで かんたん作成確認シート 詳しくみる	知る ■動画で知るぜん息・COPD ■もっと知りたいCOPD 詳しくみる	相談する ■動画で知る ■相談方法の動画 詳しくみる
上手につきあう ■運動 ■呼吸器ストレッチ ■食事 ■禁煙指導 詳しくみる	参加する ■グループ講座 詳しくみる	資料を読む ■パンフレットのダウンロード ■パンフレットの閲覧 詳しくみる

ぜん息・COPD特設サイト

公害健康被害予防事業（直轄事業（機構が自ら行う事業））

●新型コロナウイルス感染症流行下において行った事業



専門医からのメッセージ動画



呼吸筋リハビリ動画



ぜん息マークキーホルダー

●研修：予防事業に従事する地方公共団体の職員、保健師、看護師等に対する研修



ソフト3事業研修
(令和3年7月～8月開催)



呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修
(令和3年11月開催)

公害健康被害予防事業（助成事業（地方公共団体が行う事業））

●健康相談

医師・保健師等によるぜん息等に関する相談指導



●健康診査

乳幼児を対象とした問診等によるぜん息の発症予防のための指導

●機能訓練

ぜん息患者等を対象とした運動訓練教室（水泳訓練教室等）・自己管理支援教室（デイキャンプ、呼吸リハビリテーション教室等）

●計画作成

地域の大気環境改善のための計画作成

●施設等整備

医療機器整備・大気浄化のための植樹



運動訓練教室



自己管理支援教室



感染症対策を講じて実施した事業の事例

◎水泳教室のしおり記載事項

- ・ 教室の目的
- ・ 参加上の注意事項
- ・ ぜん息日記・発作等説明
- ・ 当日の流れ（コロナ対策版）
- ・ ピークフローの測り方
- ・ Q&A、保護者の皆様へのお願い

◎間隔の確保

医師の診察時：
間隔を開けて待機用ベンチを配置



〈診療時待機場所〉

プールサイド：
待機場所の目印として間隔を開けて
ビート板を床に配置



〈プールサイド待機場所〉

◎その他の対策

- ・ 手指の消毒を実施
- ・ 指導員は水泳用マスクを着用
- ・ 密を避けるため、水泳教室の実施時間中は一般利用を中止



4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

③環境保健サーベイランス調査

計画の記載

- 1987年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的として、環境保健サーベイランス調査を実施する。

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○環境保健サーベイランス調査の実施及び公表

毎年、対象者別背景濃度（二酸化窒素（NO₂）、窒素酸化物（NO_x）、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物（SPM））の推計をした上で、3歳児及び6歳児を対象とした健康調査で得られたデータを組み合わせて集計・解析し、大気汚染と健康影響の関連を「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会」で評価し、結果を公表している。

○大気汚染物質の追加

「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会ワーキンググループ（以下「WG」という。）」において、光化学オキシダント（Ox）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の背景濃度の推計方法等を検討し、それぞれ平成30年5月、令和元年5月に報告書を公表するとともに、NO₂、NO_x、SO₂、SPMに加えてOx及びPM_{2.5}についてもそれぞれ令和元年度（平成29年度調査分）、令和2年度（平成30年度調査分）より大気汚染と健康影響の関連を評価し、結果を公表している。

○そらプロジェクトの科学的知見等の導入の検討

幹線道路沿における大気汚染の健康影響を調査した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査」（以下「そらプロジェクト」という。）報告書（平成23年5月に公表）において、この調査によって蓄積された科学的知見と結果を最大限に活用し、環境保健サーベイランス調査をより効果的な調査とすることが必要であると指摘されたことから、WGにおいて、技術的問題や実現可能性等の検討し、令和3年10月に「局地的大気汚染を考慮するための今後の調査方法について（中間報告その6）」を公表した。

ii) 定量的な進捗の評価

環境保健サーベイランス調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率

		平成30年度公表 (平成28年度調査分)	令和元年度公表 (平成29年度調査分)	令和2年度公表 (平成30年度調査分)	令和3年度公表 (令和元年度調査分)
3歳児調査	調査対象者数	83,279人	83,265人	82,373人	79,398人
	調査対象者の同意率	85.20%	85.60%	88.06%	85.13%
6歳児調査	調査対象者	82,236人	83,954人	82,186人	81,115人
	調査対象者の同意率	86.78%	85.10%	85.30%	84.24%

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

③環境保健サーベイランス調査

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

環境保健サーベイランス調査の調査対象大気汚染物質数

平成30年度公表 (平成28年度調査分)	令和元年度公表 (平成29年度調査分)	令和2年度公表 (平成30年度調査分)	令和3年度公表 (令和元年度調査分)
4	5	6	6
[NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、 SPM]	[NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、 SPM、O _x]	[NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、 SPM、O _x 、PM _{2.5}]	[NO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 、 SPM、O _x 、PM _{2.5}]

環境保健サーベイランス調査の環境調査と健康調査の組合せ解析項目

平成30年度公表 (平成28年度調査分)	令和元年度公表～令和3年度公表（※） (平成29年度調査分～令和元年度調査分)
3歳児調査の単年度解析 ①対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率 ②調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率 ③オッズ比による検討 6歳児調査の単年度解析 3歳児調査の①～③と同じ 3歳児調査の経年データ及び統合データの解析 3歳児調査の①～③と同じ 6歳児調査の経年データ及び統合データの解析 3歳児調査の①～③と同じ 追跡解析 ①対象者別背景濃度区分ごとのぜん息発症率 ②調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼ぜん息発症率 ③オッズ比による検討 追跡経年データの解析 オッズ比による検討	同左

※ 毎年度公表

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

③環境保健サーベイランス調査

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

環境保健サーベイランス調査は、中央公害審議会答申及び公害健康被害補償法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に調査し、この結果に大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としている。

- 3歳児調査については平成8年度から、6歳児調査については平成16年度から継続的に実施し、これまで以下の結果を得ている。
 - ・単年度解析で大気汚染とぜん息が有意な正の関連性を示す結果が過去に何度か得られたことがあったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
 - ・これまでの調査で集積されたデータを統合した解析において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなることを示す結果は得られなかった。
 - ・3歳児を6歳児まで追跡した解析においても、大気汚染とぜん息の発症に常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
- 光化学オキシダント（Ox）及び微小粒子状物質（PM2.5）の大気濃度と健康影響の関連については、それぞれ令和元年度及び2年度から結果を公表しており、引き続きデータを集積して評価する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が調査に及ぼす影響については、令和元年度以降の調査について「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討委員会」において評価を行う。また、調査関係者の負担を軽減することによる調査効率化のため令和2年度から健康調査の電子化の検討を開始しており、着実に推進する必要がある。
- 令和3年10月に公表した「局地的大気汚染を考慮するための今後の調査方法について（中間報告その6）」に基づき、令和6年度の公表を目途に、局地的大気汚染を考慮したデータ解析を着実にを行う必要がある。

今後の施策の方向性

環境汚染による健康影響の継続的監視等により、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していくとともに、効率的な調査の実施、更なる調査の充実を図る。

次期計画に向けた論点・課題

環境保健サーベイランス調査やそらプロジェクトにより蓄積された科学的知見と結果を最大限に活用し、局地的大気汚染を考慮した調査を実施する。

背景・目的

昭和62年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施している。

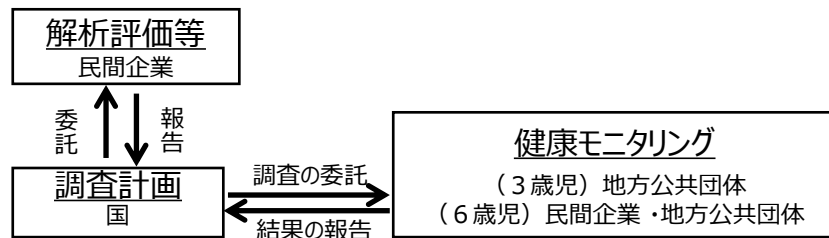
3歳児及び6歳児を対象とした健康調査を実施し、対象者別背景濃度の推計をした上で健康調査で得られたデータを組み合わせて集計・解析し大気汚染と健康影響の関連を評価する。

また、近年の大気汚染の状況や局地的大気汚染に関する科学的知見等を考慮して本調査の改善を行い、大気汚染と健康状態の観察の更なる充実を図る。

期待される効果

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察することで、必要に応じて所要の措置を早期に講ずることができる。また、局地的大気汚染を考慮することで、本調査による監視体制の充実を図ることができる。

事業スキーム



これまでの結果の概要

- 単年度解析で大気汚染とぜん息が有意な正の関連性を示す結果が過去に何度か得られたことがあったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
- これまでの調査で集積されたデータを統合した解析において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなることを示す結果は得られなかった。
- 3歳児を6歳児まで追跡した解析においても、大気汚染とぜん息の発症に常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。



今後の調査の方向性

令和4年度予算
194百万円

幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について解明するため、平成17年度から幹線道路住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査－そら（SORA）プロジェクト－」を実施した。

この調査により蓄積された科学的知見と結果を最大限に活用し、より効果的なサーベイランス調査となるよう留意することが必要との指摘を受けている。これを受けて、「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会」の下に設置されたワーキンググループにおいて、局地的大気汚染を考慮するための調査方法について継続して検討し、令和3年10月に「局地的大気汚染を考慮するための今後の調査方法について（中間報告その6）」を公表した。本調査方法を基に、令和6年度の公表を目途に、データの解析を行っている。

現在のサーベイランス調査

課題
幹線道路沿道における
自動車排ガスへの曝露
による健康影響を注視
する必要

健康モニタリング
毎年 3歳児各8万人程度を対象
6歳児



環境モニタリング
大気汚染常時監視データ
(NO₂・NO_x・SO₂・SPM・O_x・
PM2.5)

ぜん息有症率等と大気汚染の関連を解析評価

【サーベイランス調査の充実のための検討】

- ◆そらプロジェクト（局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査）の知見を活用し、局地的大気汚染を考慮した濃度推計モデルを構築。
本モデルを用いた解析評価を追加して実施。

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係の定期的・継続的な監視体制の充実
調査充実の近年の状況・・・平成29年度調査分からO_x、平成30年度調査分からPM2.5を調査に導入

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

④水俣病対策の推進

計画の記載

- 水俣病対策については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済法」という。）等を踏まえ、すべての被害者の方々や地域の方々安心して暮らしていけるよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融和等を進めていく。

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

平成30年度

- **水俣病犠牲者慰霊式**の開催（中川雅治 環境大臣の出席）（H30.5.1）
- 第42回 **臨時水俣病認定審査会**の開催（4件審査→棄却4件）（H30.5.12）
- 各県市において認定審査会を開催（431件審査、1件認定）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約99億円）、水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（2.2億円）

平成31年度
令和元年度

- 第43回 **臨時水俣病認定審査会**の開催（2件審査→棄却2件）（R1.9.7）
- **水俣病犠牲者慰霊式**の開催（小泉進次郎 環境大臣の出席）（R1.10.19）
- 各県市において認定審査会を開催（509件審査、1件認定）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約99億円）、水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（2.6億円）

令和2年度

- 「**国立水俣病総合研究センター中期計画2020**」の策定（R2.4.1）
- 第44回 **臨時水俣病認定審査会**の開催（2件審査→棄却2件）（R3.3.15）
- 各県市において認定審査会を開催（174件審査、1件認定）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約101億円）、水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（2.4億円）

令和3年度

- 各県市において認定審査会を開催（179件審査→棄却179件）
- 水俣病被害者に係る医療費の支給（約103億円）、
水俣病発生地域における振興・活性化事業の推進（4.4億円）

令和4年度

- **水俣病犠牲者慰霊式**の開催（山口壯 環境大臣の出席）（R4.5.1）

水俣病犠牲者慰霊式



水俣病犠牲者慰霊式



* 令和2年度及び3年度の水俣病犠牲者慰霊式については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

④水俣病対策の推進

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

- **公害健康被害補償法に基づく認定**
平成30年4月以降、新たに**4名**（熊本県**2名**、新潟県市**2名**）の方を公健法に基づく水俣病と認定。令和**4**年6月現在、**3,000名**を認定している。
- **臨時水俣病認定審査会の未処分者数の推移**
平成30年4月時点で、10名だった未処分者数は、**3名**に減少。
- **公害健康被害補償法の未処分者数の推移**
平成30年4月時点で、2,042名だった未処分者数は、**1,572名**に減少。
- **水俣病資料館における入館者数**
平成30年度**42,935人**、平成31/令和元年度**38,533人**、令和2年度**2,671人**、令和**3年度9,722人**。
- **「水俣病資料館語り部の会」による講話回数**
平成30年度**284回**、平成31/令和元年度**265回**、令和2年度**2回**、令和**3年度94回**（全てオンライン講話）。
- **国立水俣病総合研究センターにおける論文発表数**
平成30年度**26報**（うち共同著書**10報**）、平成31/令和元年度**22報**（うち共同著書**10報**）、令和2年度**24報**（うち共同著書**9報**）、令和**3年度29報**（うち共同著書**9報**）



水俣病資料館

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

④水俣病対策の推進

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

- 公害健康被害補償法に基づく処分の積み重ねや、水俣病被害者に対する医療費の確実な支給（令和3年度実績：約4.4億円）を通じて、水俣病被害に対する補償や救済を着実に推進した。
- 生態系に配慮した渚造成整備事業や環境配慮型農林水産業の推進をはじめとした地域振興・活性化策の実施を通じて、「環境」を挺子にして、足腰の強い経済と心豊かな地域社会をつくる事業を水俣病発生地域において推進した。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、リモートでの講話会の開催やDVDの配布等を通じて、水俣病問題に関する環境学習等の事業を推進した。

今後の施策の方向性

- ① 公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定申請を行っている方に、可能な限り早期に処分結果を通知する。
- ② 地域住民の健康の増進や健康不安の解消、地域社会の絆の修復、地域の振興等を図るための事業等の実施を通じて、水俣病発生地域の医療・福祉、再生・融和、振興・活性化に貢献していく。
- ③ 水俣病に関する総合的な調査や研究、国内外の情報収集、整理、提供に努め国内外の公害の再発防止や被害地域の福祉への貢献をしていく。

次期計画に向けた論点・課題

- ① 公害健康被害補償法に基づく早期の処分に向けて、必要な体制の維持・強化
- ② 水俣病発生地域に貢献する効果的・効率的な医療福祉、再生・融和、振興・活性化事業の推進
- ③ 客観的検査手法の開発を含めた総合的なメチル水銀研究の推進

水俣病に関するこれまでの主な補償・救済

昭和45年～ 公健法認定

約3,000人

【認定基準】（昭和52年判断条件）
四肢末端の感覚障害、
運動失調、平衡機能障害、
視野狭窄などの症状。

（参考）令和4年4月末現在：375人

平成7年 政治解決

約12,400人（うち、約1,200人療養費のみ）

四肢末梢優位の感覚障害など

（参考）令和4年4月末現在：4,543人

平成21年 水俣病特措法

約38,000人（うち、約6,000人療養費のみ）

全身性、乖離性の
感覚障害など含む。

（参考）令和4年4月末現在：29,127人

水俣病発生地域の医療・福祉に関する主な取組

地域に住む多様な方々がみな安心して暮らしていける社会を実現するため、患者やその介護者等の高齢化に伴う日常生活能力の低下、介護能力の低下に対応するための保健福祉の取組を実施。

○ 胎児性水俣病患者等の生活支援

➤ デイサービス等の提供

- ・患者や介護者の高齢化に直面している胎児性・小児性患者が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、デイサービス、在宅支援、外出支援などの支援を実施。

(支援状況)

令和2年度は、7団体で支援事業を実施。

予算額：3,000万円



デイサービス事業

○ 離島等における介護予防事業

- ・水俣病被害者等が自立した生活をできるだけ長く維持できるよう、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等を実施。

(取組状況)

令和2年度は、熊本県で3箇所、鹿児島県で6箇所において、健康機器等を利用したリハビリテーションやデイサービス等を実施。

予算額：4,700万円



介護予防事業

水俣病発生地域の再生・融和に関する主な取組

地域に住む多様な方々がみな安心して暮らしていける社会を実現するため、水俣病に関する偏見、差別により失われた地域の絆を修復するための取組を実施。

○ もやい直しに関する事業

➤ 水俣病犠牲者慰霊式への支援

・毎年5月1日に開催（水俣病の公式確認日に由来）

（取組状況）

平成30年度：5月1日に開催。

令和元年度：10月19日に開催。

令和2年度・3年度：（新型コロナの影響により中止）

令和4年度：5月1日に開催。

➤ 火のまつりへの支援

・水俣病で犠牲になった全ての生命に祈りを捧げ、併せて地域の再生への願いを炎に託す、市民手づくりの行事

（取組状況）

平成30年度：9月22日に開催。約300人参加。

令和元年度：9月21日に開催。約300人参加。

令和2年度：（新型コロナの影響により中止）

令和3年度：9月18日に開催。約60人参加。

○ 水俣病に関する情報の発信、環境学習等

- ・水俣病に関する偏見の解消のため、語り部等による講話等を実施。
- ・地域が水俣病被害者等を支えるような地域の社会環境づくりのため、環境問題等を学ぶ講座等を実施。

（取組状況）

令和元年度は、「うたせ船で水俣病を学ぶ」講座（37名受講）、新潟水俣病市民講座（1回）、学校訪問事業（42校）、教職員を対象とした啓発事業（11箇所）、保護者を対象とした啓発事業（11箇所）、環境学習支援事業（25校）、企業向け研修（2回）、国際会議におけるブースの設置及び語り部講話の実施、外国人・留学生への周知啓発活動、水俣病資料館の展示の多言語化対応、資料の収集・保存管理事業等を実施。

予算額：4,300万円

令和2年度は、新潟水俣病市民講座（1回）、環境学習支援事業（11校）、ふれあい館サポーター事業（10回）、1日館長・夏休み自由研究（参加人数16名）、中学生を対象とした啓発事業（10校）、高等学校訪問事業（11校）、教職員を対象とした啓発事業（7回）、保護者を対象とした啓発事業（2箇所）、語り部貸し出し用

DVDの多言語化及び障がい者対応、常設展示等の多言語化対応

予算額：4,300万円



水俣病犠牲者慰霊式



火のまつり



水俣病に関する啓発事業

水俣病発症地域の振興・活性化に関する主な取組

水俣病発症地域の地域振興・雇用の確保のため、長年の環境と「もやい直し」の取組の蓄積を活かした「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を実施。

○ 地域の環境資源を活用した産業基盤等の強化

- ・地域経済・産業基盤の強化を図る事業や環境と経済が両立する持続可能な地域発展に資する取組（人材育成、研究等）等に対して支援（水俣環境アカデミアの開学等）。

（支援状況）

令和元年度は、水俣環境アカデミアにおける活動の推進及びシンポジウムの開催（1回）や環境配慮型農業推進事業として生産者向け技術講習及びセミナーの開催（24回）等を実施。

予算額：4,000万円

令和2年度は、水俣高校とベトナム日越大学とのオンラインワークショップ（1回）等を実施。

予算額：4,000万円



水俣環境アカデミア

○ 低炭素型観光の推進

- ・公共交通を利用した低炭素型の観光を推進し、水俣病発症地域の活性化を図る取組に対して支援（コミュニティバスの整備等）。

（支援状況）

令和元年度は、地域特産品の販路開拓事業として個別相談会の開催や物産展への出展、再生した水俣の海の魅力を発信する事業として海のいきもの観察会の開催（7回）、水俣・芦北地域の観光推進事業等を実施。

予算額：1,200万円

令和2年度は、地域特産品の販路開拓事業として個別相談会の開催や物産展への出展、再生した水俣の海の魅力を発信する事業として海のいきもの観察会の開催（4回）、水俣・芦北地域の魅力発信事業等を実施。

予算額：1,200万円



コミュニティバス

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

計画の記載

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）に基づき、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。また、2016年12月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じていく。

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

平成30年度	・認定申請に係る医学的判定を順次実施。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書（2016年12月。以下、「報告書」という。）に基づき、必要な医学的知見の収集、被認定者の介護実態等に関する調査とりまとめ等を実施。
令和元年度	・認定申請に係る医学的判定を順次実施。 ・新型コロナウイルスの影響により、首都圏外の病院に勤務する委員の東京への参集が困難となったため、審議会を延期（令和2年2月～3月）。 ・必要な医学的知見の収集を継続。
令和2年度	・新型コロナウイルスの影響により、引き続き審議会を延期（4月～6月）。一方で、web会議システムを用いて審議可能な案件について、遠隔による審議会の開催を開始（4月～）。審議会延期による未審議案件への対応として、審議会委員を増員（12月～）し、審議会開催回数を増加。 ・収集された医学的知見等に基づき、「医学的判定に関する留意事項」（中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会決定）及び「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（環境保健部長通知）を改訂。 ・報告書に基づき、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、「石綿読影の精度に係る調査」を開始。
令和3年度	・未審議案件数を減少させるため、審議会委員をさらに増員（5月～）し、継続して審議会開催回数を増加。 ・新型コロナウイルス影響下等においても円滑な審議会運営を図るため、オンラインによる医学的判定等を可能とする「判定情報管理システム」を構築（令和4年度から本格運用予定）。
令和4年度	・判定情報管理システムの運用開始（5月～） ・石綿健康被害救済法を改正し特別遺族弔慰金等の請求期限を延長。（議員立法） ・建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度との連携を開始。 ・中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会を開催し（6月～）、石綿健康被害救済制度の施行状況に係る評価・検討を開始。

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

○石綿救済法に基づく救済給付に係る認定状況

- ・平成30年度以降も、申請に基づき順次認定を行っている。直近5年間では年5%程度ずつ申請数が増加しており、これに伴い認定数も増加傾向。
- ・一方で、新型コロナウイルスの影響により、首都圏外の病院に勤務する委員の東京への参集が困難となったため、審議会を延期（令和2年2月～6月、計12回）。このため、令和元年度～令和2年度は認定数が減少したが、令和3年度は特別遺族弔慰金等の請求期限到来に係る広報・周知の強化により申請件数は増加。

指定疾病別の認定状況（施行前死亡者を除く）

（人）

	平成30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (速報値)	制度発足以後 累計
中皮腫	904	756	563	1030	10,790
肺がん	172	176	97	235	2,269
石綿肺	3	2	3	1	45
びまん性胸膜肥厚	34	23	20	21	216
計	1,113	957	683	1287	13,320

施行前死亡者の認定状況

（人）

	平成30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	制度発足以後 累計
計	13	12	8	22	3,661

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

○医学的判定に係る審議会の開催状況等

- ・新型コロナウイルスの影響下においても審議・判定を継続するため、web会議システムを用いて審議可能な案件について、遠隔による審議会の開催を開始（令和2年4月～）。また、委員の参集が必要な病理所見を伴う審議案件についても、参集を病理担当委員に限定しweb会議システムを併用して審議を進める形式により、審議会を開催（令和2年5月～）。
- ・新型コロナウイルスの影響により、首都圏外の病院に勤務する委員の東京への参集が困難となったことを踏まえ、首都圏近郊の病院等に在席する委員を増員（令和2年度2名、令和3年度3名）。これにより、審議会（分科会）開催数を増加し、未審議案件の処理を加速させた。
- ・判定情報管理システム本格運用により、オンラインでの審議を開催（令和4年5月～）

審議会（分科会）開催数（平成30年～令和4年6月）※審査分科会、石綿肺等審査分科会の合計

（回）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30年度	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	4	3
R元年度	3	4	3	3	4	3	3	3	4	3	3	0
R2年度	1	2	2	3	4	3	3	3	3	3	3	4
R3年度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
R4年度	3	4	4									

新型コロナウイルスの影響により審議会を（一部）延期

Web会議システムを用いて審議を（一部）再開

委員の増員により審議会開催数を増加

判定情報管理システム本格運用

新型コロナウイルス影響下における認定数

・令和2年4月時点 9件／月 → 令和4年3月時点 132件／月

4. 環境リスクの管理（3）環境保健対策

⑤石綿健康被害の救済

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

- ・石綿健康被害救済法に基づく認定の積み重ねや、石綿による健康被害者に対する救済給付の確実な支給を通じて、石綿による健康被害に対する救済を着実に推進した。
- ・報告書に基づき、
 - ✓医学的知見の収集に努め最新の知見に基づいた留意事項等の改訂
 - ✓既存検診の機会を活用して石綿関連疾患を発見できる体制の整備に資する調査（令和3年度参加自治体数：33自治体）
 - ✓被認定者の介護実態等に関する調査とりまとめ等を行い、石綿健康被害救済制度の運用に資する事項を推進した。
- ・オンライン会議システム等を駆使する等により、新型コロナウイルス感染症の影響下において滞留した案件の早期解消に向けて審議会開催件数を増加させている。また、新型コロナウイルス影響下等においても円滑な審議会運営を図るため、オンラインによる医学的判定等を可能とする「判定情報管理システム」を構築し運用を開始するなど、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済に資する取組を強化しているところ。

今後の施策の方向性

- ・石綿健康被害救済法に基づき、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済に努める。
- ・石綿健康被害救済制度の運用に資する医学的知見等の収集を継続するとともに、石綿関連疾患の発見に資する調査、既存のがん登録制度との連携等を推進する。
- ・オンラインによる医学的判定を可能とする判定情報管理システムを安定的に運用し、平時のみならず新型コロナウイルス影響下等においても円滑な審議会運営を図ることにより、被害者等の迅速な救済に資する。
- ・**石綿健康被害救済法の評価・検討を開始する。**

次期計画に向けた論点・課題

- ・石綿健康被害救済法に基づく石綿による健康被害者等の迅速な救済に必要な体制の維持・強化及び**システムの安定運用**
- ・石綿健康被害救済制度の運用に資する医学的知見等の収集・調査の推進
- ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく給付金制度に係る、救済制度被認定者等に対する周知

石綿読影の体制整備に向けた調査及び、有所見者の疾患の早期発見につながる健康管理方法を検討します。

1. 事業目的

- ① **石綿読影の精度に係る調査**：既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集する。
- ② **有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査**：石綿のばく露が推定される集団に対する健康管理の在り方について検討するため、追加的な検査を行うことで疾患の早期発見につながるか調査し、知見の収集を行う。

2. 事業内容

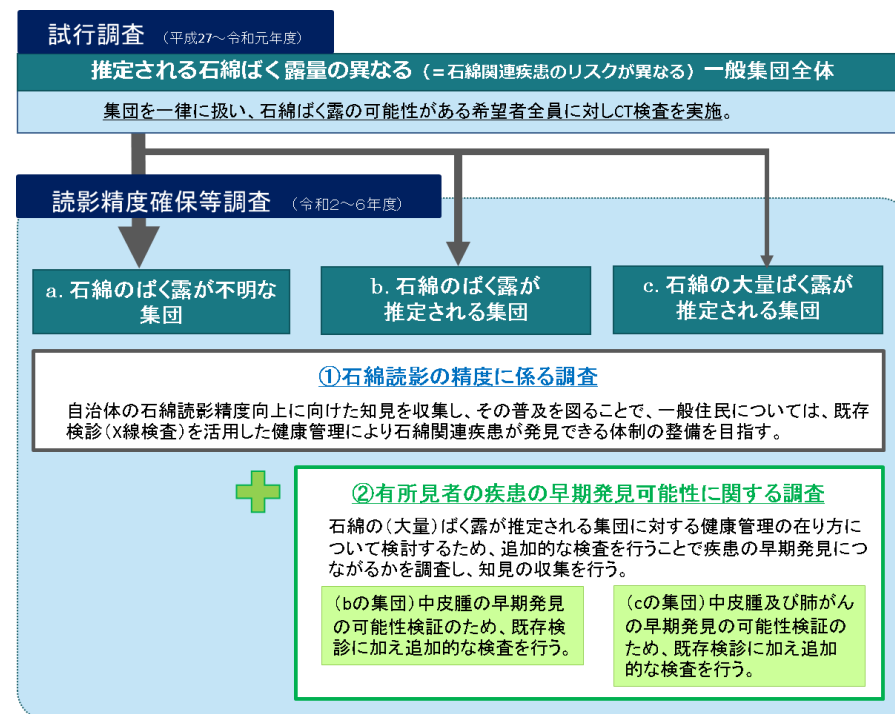
平成27年度～令和元年度に行った石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の最終とりまとめ（以下「最終とりまとめ」）において、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。これを踏まえ本調査では、自治体が一次読影、国が二次読影を実施し、双方の読影結果を照合すること等により、自治体の石綿読影の精度確保に向けた知見を収集し、取りまとめる。

また、最終とりまとめでは、石綿関連所見の存在から石綿ばく露が推定される集団について、どのような健康管理が望ましいか、現時点で知見が十分ではなく、追加的な検証が必要とされた。そのため、これらの集団を対象に、既存検診に加えて追加的な検査を行い、疾患の早期発見の可能性を検証することで、効果的かつ効率的な健康管理の在り方を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 委託・請負事業 / ② 請負事業
- 委託先・請負先 ① 地方公共団体・民間事業者 / ② 民間事業者
- 実施期間 ①・② 令和2年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ



石綿健康被害判定業務システム運用事業

4年度予算額 1. 9億円

事業概要・目的

○平時・緊急時いずれにも対応可能な審議会運営の実現

石綿健康被害の判定に当たっては、現状、審議会において標本の確認を顕微鏡を用いて行う必要があり、現行のシステムでは電子化やweb方式での会議に対応できない。そこで、標本画像を読み込み電子化する最新のバーチャルスライド装置を導入する。

また、現行のシステムでは容量が大きくwebによる共有が難しい放射線画像や標本画像の電子データについて、大容量クラウドサービスを活用したシステムを構築することにより、web上での審議会関係者への共有を可能とする。あわせて、審議会委員の意見書作成及び判定結果の記入や、環境再生保全機構（石綿健康被害救済の申請窓口）から環境省への申請書類等の電子的共有も当該システム上で行うこととする。これにより、情報の共有・閲覧を一元化し医学的判定業務の円滑な運用を進めるとともに、資料の輸送等に伴う情報リスクの低減を図る。なお、本システムは将来のAI読影技術導入にも対応することを見据えた設計及び運用を行う。

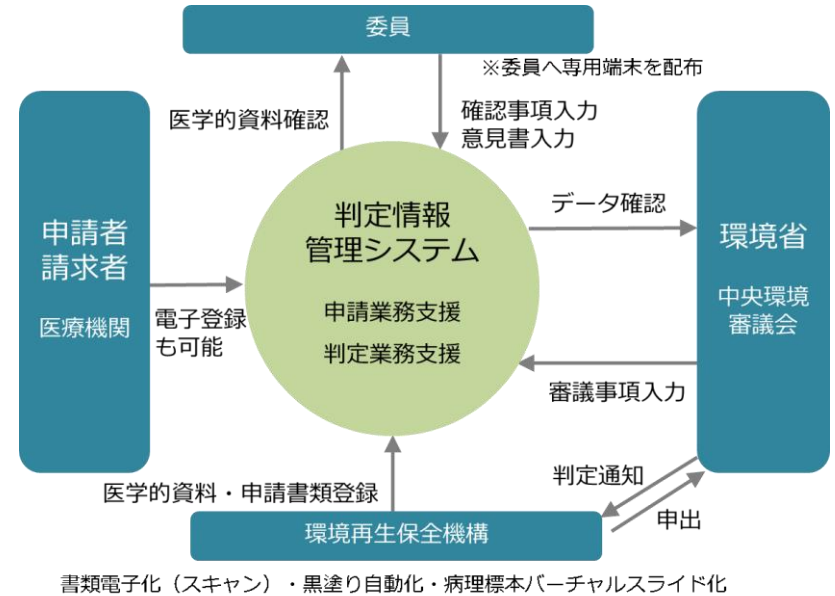
令和3年度にシステム構築を実施し、令和4年度より安定したシステム運用を開始することにより、石綿により健康被害を受けられた方に対する迅速な救済を推進する。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○判定情報管理システムの事業イメージ



○システム運用に要する経費 1. 9億円

※システム整備については令和3年度に5. 8億円で実施

期待される効果

- 石綿健康被害判定業務のICT化の推進により、当該業務に必要な審議会の運営等に要する業務負担や経費を抑えつつ、一回の審議で処理できる案件数を増加させる。
- Web方式での会議にも対応することで、平時・緊急時に関わらず審議を継続し、より迅速かつ着実な救済を図る。

特別遺族弔慰金（環境省所管・非労働者対象）の請求期限について

- 石綿健康被害救済法の施行日（平成18年3月27日）の前に石綿による疾病で死亡した非労働者の遺族を対象とした特別遺族弔慰金の請求期限については、平成18年の石綿健康被害救済法施行以降、これまで2回議員立法で期限延長のための法改正（平成20年、23年）を行っており、今回の法改正前の請求期限は令和4年3月27日となっていた。

特別遺族給付金（厚労省所管・労働者等対象）の請求期限等について

- 石綿による疾病で死亡した労働者等の遺族であって、労災保険の遺族補償給付（年金・一時金）請求権を時効（5年）により失った遺族を対象とした特別遺族給付金の請求期限については、平成18年の石綿健康被害救済法施行以降、これまで2回議員立法で期限延長及び支給対象となる労働者等の範囲拡大のための法改正（平成20年、23年）を行っており、今回の法改正前の支給対象は平成28年3月26日までに死亡した労働者等の遺族、請求期限は令和4年3月27日となっていた。

【経緯】

平成18年制定（閣法）	請求期限は、施行日から3年（H21.3.27）
平成20年改正（議員立法）	請求期限を3年延長し、施行日から6年（H24.3.27）
平成23年改正（議員立法）	請求期限を10年延長し、施行日から16年（R4.3.27）

※特別遺族弔慰金（支給対象は死亡した非労働者の遺族）の給付内容は、280万円

※特別遺族給付金（支給対象は平成28年3月26日までに死亡した労働者の遺族）の給付内容は、特別遺族年金として330～240万円/年、又は特別遺族一時金として1,200万円

- 特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金について、近年は申請件数がそれぞれ年間15件程度（うち認定10件程度）、40件程度（うち認定20件程度）であった。



- 本年5月に、議員立法により石綿健康被害救済法の一部改正を行い、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を10年延長し法施行日から26年（令和14年3月27日）までとした。

第1 趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等（※）において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める

※最高裁判所平成30年（受）第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決、最高裁判所平成31年（受）第495号令和3年5月17日第一小法廷判決、大阪高等裁判所平成28年（ネ）第987号平成30年8月31日第四民事部判決

第2 対象者（特定石綿被害建設業務労働者等）

石綿にさらされる建設業務【表1】に従事することにより、石綿関連疾病（※）にかかった労働者又は一人親方等

※石綿関連疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）及び良性石綿胸水

【表1】

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

第3 給付金の支給等

① 給付金の支給

国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、【表2】の額の給付金を支給
（①、③の支給のために計4,000億円程度を要する見込み）

【表2】	1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
	2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
	3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
	4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
	5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
	6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
	7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

② 権利の認定等

厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定

- ✓ 短期ばく露、喫煙の習慣を有した者（肺がんにかかったものに限る）に係る減額
- ✓ 請求期限：医師の診断時・管理区分の決定時／死亡時から20年
- ✓ 差押禁止、非課税

③ 追加給付金の支給

症状が悪化した者に対し、追加給付金（【表2】における区分の差額分）を支給

④ 認定審査会

厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定

第4 基金の設置等

独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払等の業務を行わせる

令和4年1月19日

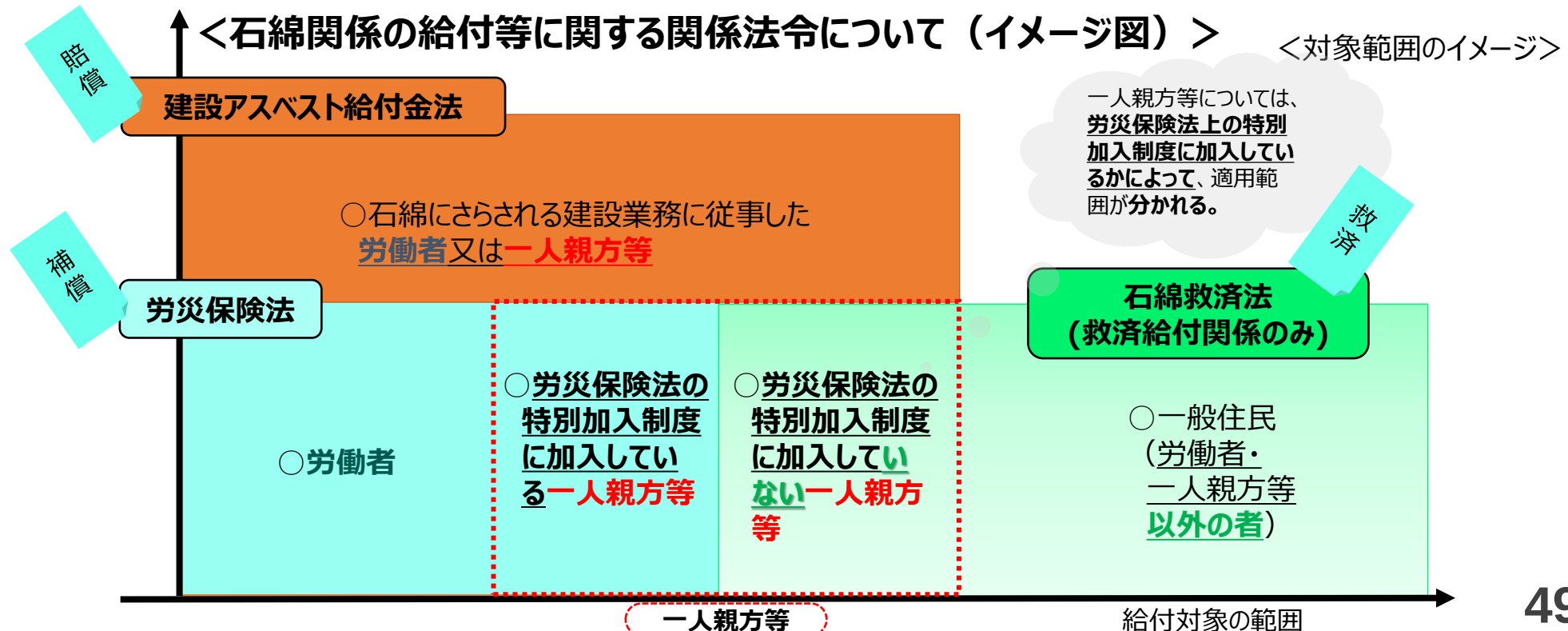
令和3年12月1日

○施行期日：公布（令和3年6月16日）後1年内で政令で定める日（基金等については、令和4年3月31日までの間で政令で定める日）
○検討条項：国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方

建設アスベスト給付金制度の施行に係る 石綿健康被害救済制度の対応①

参考資料

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」に基づく石綿健康被害救済制度では、労災保険制度による給付の対象とならない者を対象としているところ。
- 他方、本年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）」に基づく建設アスベスト給付金制度では、石綿にさらされる建設業務に従事することにより、石綿関連疾病にかかった労働者又は一人親方等を対象としており、労災保険制度による給付の対象とならない者も一部対象として救済給付を行うこととされている。
- これにより、一部の者については建設アスベスト給付金制度及び石綿健康被害救済制度の両制度へ申請を行うことができる。



- 一部の者については両制度への申請が可能でありどちらも疾病の医学的な評価を行うことから制度運用の効率化の観点により、以下のとおり連携していくこととしたい。

(1) 先に建設アスベスト給付金制度で認定となった者であって 石綿健康被害救済制度に申請した者の取扱い

建設アスベスト給付金制度で認定となった者が石綿健康被害救済制度に申請した場合であって、建設アスベスト給付金制度で認定となった疾病が石綿健康被害救済制度に申請した疾病と同一である場合は、石綿健康被害救済制度での医学的判定を不要とし、環境再生保全機構は環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく救済法に基づく認定を行うものとする。

ただし、石綿健康被害救済制度の対象疾病のうち石綿肺については著しい呼吸機能障害を伴うか否かの医学的判定を行う必要があることから医学的判定の申し出を行うこととする。

● 建設アスベスト給付金制度の対象疾病

- ① 中皮腫
- ② 肺がん
- ③ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- ④ 石綿肺
- ⑤ 良性石綿胸水

● 石綿健康被害救済制度の対象疾病

- ① 中皮腫
- ② 肺がん
- ③ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- ④ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

(2) 建設アスベスト給付金制度と石綿健康被害救済制度の両方に申請中の者であって先に石綿健康被害救済制度の医学的判定の結果が不認定相当となった者の取扱い

建設アスベスト給付金制度と石綿被害救済制度の両制度の対象となる同一の疾病であっても、石綿を吸入することにより指定疾病に罹患したかどうかの明確な判定が困難な申請者については、両制度の医学的な評価結果が異なるものとなる可能性がある。

この点を踏まえ、石綿被害救済制度において**建設アスベスト給付金制度との間の隙間のない迅速な救済を図るため、同一の疾病について建設アスベスト給付金制度と石綿健康被害救済制度の両方に申請中の者については、建設アスベスト給付金制度での医学的評価も尊重して認定審査を行うこととする。**

具体的には、石綿健康被害救済制度での医学的判定に関し、中央環境審議会から不認定相当との判断がなされた者については、石綿健康被害救済制度での不認定処分を一旦保留とした上で、建設アスベスト給付金制度での医学的評価も尊重し、その結果に応じて認定又は不認定の処分を行うこととする。ただし、石綿肺については、建設アスベスト給付金制度で認定となった場合でも石綿健康被害救済制度において著しい呼吸機能障害の有無を確認する必要があることから、当該有無の医学的判定結果に応じて処分を行うこととする。

<建設アスベスト給付金制度で認定（○）となった場合の石綿健康被害救済制度の対応>

	中皮腫	肺がん	著しい呼吸機能障害を伴う びまん性胸膜肥厚	著しい呼吸機能障害を伴う 石綿肺
建設アスベスト給付金制度	○	○	○	○
上記を受けた 石綿健康被害救済制度の対応	○	○	○	呼吸機能に関する 医学的判定に応じる

（３）追加書類の提出について

（１）及び（２）の運用を行うに当たっては、建設アスベスト給付金制度に基づく認定結果を尊重しつつも、環境省自らが認定結果の妥当性を把握するべきであることから、必要に応じて追加の書類を求めていくこととする。

（４）建設アスベスト給付金制度における石綿健康被害救済制度の認定結果の尊重について

建設アスベスト給付金制度においても石綿健康被害救済制度の認定者が、同一の疾病について建設アスベスト給付金制度へ申請する際には「石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料」は不要とされており、石綿健康被害救済制度の認定結果を尊重して審査を行うこととしている。

- 石綿健康被害救済法については平成28年度（2016年度）に中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において施行状況の評価・検討を実施。
- この評価・検討の取りまとめにおいて、5年以内に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うことが必要とされていること等を踏まえ、本年度に、制度の施行状況の評価・検討を行う同審議会を改めて立ち上げ、評価・検討を進めることとする。

＜中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会の進め方＞

1. 委員

（委員長）	浅野 直人	福岡大学名誉教授
	岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	大塚 直	早稲田大学法学部教授
	大林 千穂	社会医療法人神鋼記念会神鋼記念病院病理診断センター長
	岸本 卓巳	独立行政法人労働者健康安全機構 アスベスト疾患研究・研修センター所長
	高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教授
	中澤 よう子	神奈川県健康医療局医務監・全国衛生部長会会長
	新美 育文	明治大学名誉教授
	細川 秀一	公益社団法人日本医師会常任理事
	右田 孝雄	石綿対策全国連絡会議運営委員

3. 想定される主な論点

- 救済給付について
- 認定基準について
- 調査研究について 等

2. スケジュール（予定）

- 第1回：6月6日
 - ・ 建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度の対応等について
 - ・ 石綿健康被害救済制度の施行状況等について
- 第2回：8月頃
 - ・ 平成28年に実施した評価・点検からのフォローアップ
 - ・ ヒアリング
 - ・ 論点整理
- 第3回：9月頃
 - ・ 平成28年に実施した評価・点検からのフォローアップ
 - ・ ヒアリング
 - ・ 論点整理

以降数回開催し、令和4年度中に取りまとめ

計画の記載

- 2014 年12 月に取りまとめられた「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ」を踏まえ、2015 年2 月に「環境省における当面の施策の方向性」として、①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、②福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、④リスクコミュニケーション事業の継続・充実が掲げられている。本方向性に基づき、被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査研究、福島県の県民健康調査の支援及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等の取組を進める。

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

放射性核種濃度の時間空間放射能密度分布データベース

（WSPEEDI 2019DB）を構築した。さらに、避難地区7市町村の19歳以下の住民の行動調査票を基にWSPEEDI_2019DBを利用した吸入線量、および測定データのない期間や地域の水道水からの甲状腺の被ばく線量を評価した（図1）。その結果、福島原発事故により環境に拡散した放射性物質の影響で甲状腺癌が増加する可能性はきわめて低いという結論を得た。

○福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

平成30～令和3年度にかけ、成人や妊産婦、周産期の疾病罹患等、福島原発事故に起因する心理的・社会的影響を含む健康影響を調査した。並行して、調査の質向上および成果の社会実装を見据えた、より適正な評価を実施できるような事業体制に強化した。また、福島県内でリスクコミュニケーション活動を展開する組織同士を連携させ、得られた疾病罹患動向のデータを社会実装するための基盤を構築した。

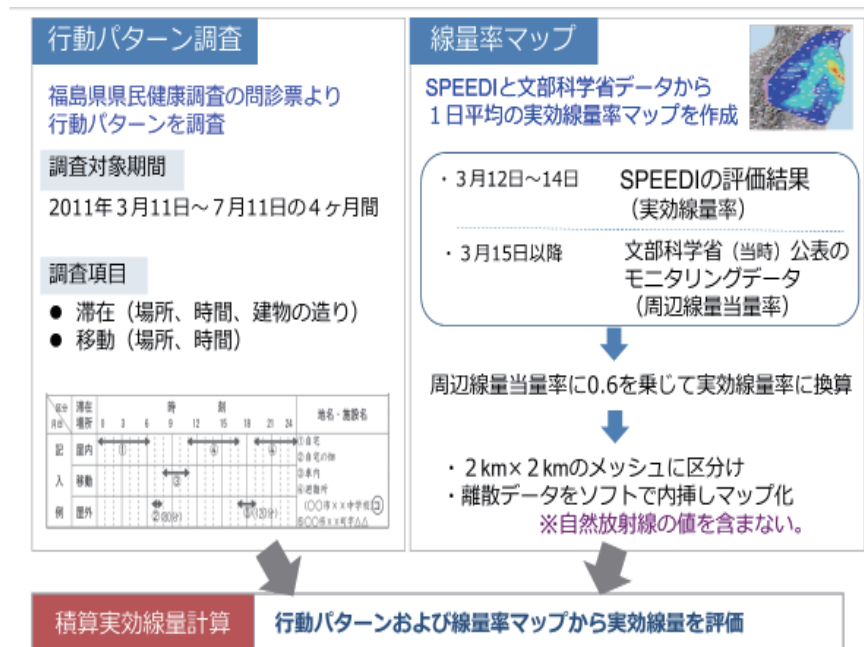


図1 行動調査票を基にした線量評価

施策の進捗状況・評価

i) 平成30年以降の進捗状況

○福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

福島県が実施する「県民健康調査」に対して、財政的・技術的・人材育成支援を行っている。

甲状腺検査について、以下を実施した。

- ・「甲状腺検査」に係る高度な知識及び手技を持つ検査者を長期にわたり確保するため、福島県内の医師及び技師に対し、講習会及び実技研修等を実施した。
- ・福島県外でも長期にわたり適切な検査を受けられるよう、県外で「甲状腺検査」を実施している医療機関及び実施を検討している医療機関の担当者を対象に、福島の現状と最新の知見の共有及び検査機関同士の意見交換を行う連絡調整会議を実施した。
- ・より精神的な負担が大きいと思われる「甲状腺検査二次検査」の対象者及び保護者に寄り添った検査を進めていくため、福島県内外の「甲状腺検査二次検査」実施機関の看護師等を対象に、受診者への対応方法等に関する「こころのサポート研修会」を実施した。

○リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・環境省がいわき市に設置した「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、福島県内の放射線相談員、自治体職員等への研修や放射線の健康影響に不安を抱える住民に対し、車座集会等を通じてリスクコミュニケーション（以下、リスコミ）を実施した。また、放射線相談員のための支援ツールとして「暮らしの手引き」やHPを作成した。
- ・福島県外においても、研修会、車座集会等を実施した。
- ・令和元年度には、これらのリスコミ活動を効果的に実施していくため、住民インタビューを実施し結果分析をした。
- ・放射線被ばくへの不安を抱えた住民に対しては、個人線量計やホールボディ・カウンタを活用して自らの被ばく線量を数値で確認してもらい、専門家から放射線被ばくと健康影響に関する説明を行うことにより、健康不安の解消・軽減を図った。
- ・**学び・知をつむぐ、人・町・組織をつなぐ、自分ごととしてつたわる、ことで放射線健康影響に係る差別・偏見を払拭する取組「ぐるぷプロジェクト」を2021年7月に開始した。**

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応（1）東日本大震災からの復興・創生
③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

施策の進捗状況・評価

ii) 定量的な進捗の評価

○事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

環境省が委託した研究グループが、住民896人の行動調査票を基に解析した。得られた研究成果を、2020年1月に英語論文にて公表した。この論文は「原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）」2020/2021年報告書に引用され、今後も風評払拭等に活用していく。

○福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

得られた知見を、学会や論文（表1）、事業の広報冊子（図1）、シンポジウムを通じて公表した（表1）しかし、それらのターゲットは学術的な専門家、自治体職員のみであった。拠点でのリスクコミュニケーション活動やぐるプロジェクトと連携するなどし、広く国民に発信していくことが課題である。

○福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

「県民健康調査」甲状腺検査は、原発事故当時おおむね18歳以下であった全県民約38万人を対象として福島県が実施している。1回目にあたる先行検査を平成23年10月から開始し、令和2年度から5回目の検査を行っている。（表2）

○リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・平成30年度：研修会、住民セミナー、車座集会合計で165回実施。個人線量計及びホールボディ・カウンタ受検者数2,539名
- ・令和元年度：合計159回実施。1,571名受検
- ・令和2年度：合計93回実施。1,198名受検
- ・令和3年度：合計186回実施。1,447名受検
- ・全国の大学等でセミナー展開（**全国49校1,345名**が参加）。学ぶ場だけでなく、発表の場として収録会等を開催（プレゼン部門、台詞作成部門合わせて**50名**の学生が参加）。6

	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
学会発表数	3	7	10	4
講演発表数	2	0	5	14

表1 福島県内外での疾病動向に関する情報発信



図1 広報雑誌を用いた情報発信

検査実施状況	先行検査 (検査1回目) (H23～25年度)	本格検査 (検査2回目) (H26～27年度)	本格検査 (検査3回目) (H28～29年度)	本格検査 (検査4回目) (H30～41年度)	本格検査 (検査5回目) (R2年度～)	本格検査 (25歳の誕生日の検査) (H29年度～)
検査対象者数	367,637人	381,237人	336,667人	294,231人	252,855人	87,693人
一次検査受診者数	300,472人	270,552人	217,922人	183,383人	45,860人	8,163人
悪性ないし悪性疑い (がん/悪性疑い/良性)	116 (101 / 14 / 1)	71 (55 / 16 / 0)	31 (29 / 2 / 0)	37 (32 / 5 / 0)	6 (3 / 3 / 0)	13 (6 / 7 / 0)

悪性ないし悪性疑い : 274名
手術の結果がん確定 : 226名

※ 参照:第44回「県民健康調査」検討委員会(令和4年5月13日) 参考資料3: 甲状腺検査結果の状況

表2 「県民健康調査」甲状腺検査の実施状況

施策の進捗状況・評価

iii) 総括的な進捗の評価

○事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

- ・過去の報告と比較して、より実態に近い避難行動パターン毎の甲状腺等価線量を評価した。
- ・一方で、本施策で得られた情報が十分に住民に浸透しているとは言えず、今後は情報発信にも重点をおく必要がある。

○福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

他県と比較した福島県民の経時的な疾病動向や、福島原発事故後の二次的な健康影響の把握に努めているところ。引き続き、縦断的な調査が必要である。一方、成果の社会実装に向けて整備した連携拠点体制を活用するなど、得られた情報の発信機会を増やし、住民の健康管理・健康不安対策に生かすことが課題と考えられる。

○福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

- ・甲状腺検査で見つかった甲状腺がんについては、「現時点では放射線の影響とは考えにくい」という趣旨の評価がなされているところである。
- ・甲状腺検査は、47都道府県全てで一次検査が受診できる体制となっており、主に利便性の充実に注力してきた。
- ・「甲状腺検査」では、受けるか受けないかを決める意思決定が重要である。同様に、二次検査以降の対象者に提供される医療、特に、インフォームドコンセントなど意思決定に重要な過程も適切に実施される必要がある。

○リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・福島県内においては、自治体と連携し、住民とのリスコミの場を作り、継続的に放射線の健康不安に対応してきた。また、個人線量計及びホールボディ・カウンタ受検者の放射線に対する不安は、測定と専門家による結果説明により減少していることが確認できている。
- ・福島県外においては、福島県訪問に不安を持つ住民対応など、住民の情報のアップデート、風評払拭対策を実施してきた。
- ・「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、従前より活動に対して助言を行っている「支援センター運営委員会」に加え、活動に対する評価も体系的に行えるよう「支援センター評価委員会」を令和3年度に設置した。また、令和4年度より同センターの組織体制を強化したことにより、事業をより効果的・効率的に推進していく。
- ・また、個人線量計及びホールボディ・カウンタ受検者については、特定復興再生拠点区域を中心に住民帰還が本格化する地域においては受験希望者の増加が見込まれることから、今後も継続的に実施する必要がある。

今後の施策の方向性

- 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進**
風評対策と住民の健康不安軽減に向け、本施策で得られた放射線の健康影響に関する科学的かつ最新データの情報発信を広く行っていく。
- 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握**
さらに長期的な健康影響を調査する必要がある。成果の社会還元に向けた連携拠点体制の拡充、情報発信のツールとして、統一的な基礎資料やポータルサイトとの連携を進めていく。
- 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実**
 - ・甲状腺検査については、検査を希望する方が受診でき、希望しない方が受診しないことを自然と選択できるようにすることが重要である。
 - ・UNSCEAR2020年/2021年報告書の内容を含め、甲状腺検査の対象者を中心に、サイエンスコミュニケーションの向上を図る。
 - ・検査実施機関の拡充に加え、原因の如何を問わず、甲状腺がんが見つかった方々へのサポート体制の充実を図る。
- リスクコミュニケーション事業の継続・充実**
 - ・令和4年春から令和5年春にかけて予定されている特定復興再生拠点区域の解除に向けて、各自治体に対するサポートの強化やこれらの地域の住民が抱える放射線不安に対応していく必要がある。
 - ・未だ根強く残っている、差別偏見を助長するような放射線の健康影響に対する風評を払拭していくため、福島県外におけるリスクを強化していくとともに、正確な情報が必要な人に届くように、多言語翻訳を含め基礎資料の充実を行っていく。

次期計画に向けた論点・課題

- 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進**
情報発信の拠点を全国に展開し、持続的に情報発信できる基盤作りを行う。
- 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握**
情報のコンテンツ化など、得られた知見を将来活用できる調査研究事業のアップデートを行うなど、リスクコミュニケーションや健康不安対策につなげていく。
- 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実**
県民健康調査開始から10年経ち、「甲状腺検査」の対象者は成長しており、それに合わせ、県外へ就学・就労した方を含めた対象者の利便性の向上を図ることが重要である。また、甲状腺がんと診断された方々は、検査や治療などに対する医療的な内容の不安だけでなく、日常生活上の不安や、今後の進学や就職などのライフイベントにおける不安も持ち合わせており、診断された方同士などが交流し、相談し合う機会のピアサポート等の心のサポートの実施体制の充実が重要である。また、より対象者に寄り添ったものとするためにニーズ把握・実勢体制の持続可能性が重要である。
- リスクコミュニケーション事業の継続・充実**
福島県内の住民が抱える放射線の健康影響に対する不安に対応する。また、福島県外においては、差別・偏見を助長する風評を生じさせないようにしていく。

国連科学委員会（UNSCEAR）の報告書について

- **原子放射線の影響に関する国連科学委員会**（1955年設立、本部：ウィーン）。
 - 福島第一原発事故による放射線被ばくレベル、人々に対する健康影響とリスクなどについて2011年および2012年に得た情報を評価することを目的に**UNSCEAR2013年報告書を作成**（2014年4月公表）。
※UNSCEAR2013年報告書の結果を検証する形で、2015年白書、2016年白書、2017年白書を作成。
 - 2019年末までに公表された情報がUNSCEAR2013年報告書にどのように影響するか評価するため、**UNSCEAR2020/2021年報告書を作成**（2021年3月公表）。
- ※UNSCEARの報告書は政府機関（日本政府、地方自治体等）に対する助言を行うものではない。

UNSCEAR2013年報告書（2014年4月公表）の概要

- 福島第一原発事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、**福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生する**というように考える必要はない。（2013）
 - 福島県の県民健康調査で**既に観察されていた相当量の症例（がんを含む）は、放射線の影響ではなく、集団検診の感度による可能性が高い**とみなされた。（2013）※
- ※UNSCEAR2017年白書より作成

UNSCEAR2020/2021年報告書（2021年3月公表）の概要

- 見直された公衆の線量はUNSCEAR2013年報告書と比較して減少、または同程度であり、**放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない**と引き続きみなす。
- 被ばくした子供たちの間で**甲状腺がんの検出数が大きく増加している原因は放射線被ばくではなく、高感度もしくは高精度な超音波スクリーニングがもたらした結果**である。

相談員支援センター

○「**放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター**」では、放射線の健康影響に不安を持つ住民に対応する福島県内の自治体職員や放射線相談員等の活動を科学的・技術的に支援。

- ◆ 自治体職員や放射線相談員向け研修会開催
- ◆ 放射線相談のための支援ツールとして「暮らしの手引き」やHPを作成
- ◆ 空間線量測定など専門家による技術支援
- ◆ セミナー、車座集会を通じた住民の不安払拭
- ◆ 自治体間、放射線相談員同士の連携強化（相談員ワークショップ） 等



『暮らしの手引き』
（専門家からのヒント集）



相談員支援センターHP
<http://www.env.go.jp/c-hemi/rhm/shiencenter/index.html>



車座集会

福島近隣県等を対象とした取り組み

○放射線の健康影響等に対する不安の払拭を図るための福島県外においてリスクコミュニケーションを実施

- ◆ 自治体職員等を対象に、復興状況について情報のアップデートを目的とした研修会
- ◆ 教育旅行で福島県に来訪予定である学校の生徒、保護者に対して、福島第一原発事故当時の福島県内の様子や現在の復興状況について講演
- ◆ 新型コロナウイルスの影響により、県外への移動が制限される中、Web会議システムを活用した研修



教育旅行前の講演



Web会議システムを活用したセミナー

被ばく線量把握事業

- 避難指示解除区域に帰還した方等の希望者に対し、個人線量計を配布し外部被ばく線量を把握していただくとともに、ホールボディ・カウンタで内部被ばく線量の測定を実施。
- 測定結果に基づき専門家から健康影響に関する説明を丁寧に行う**ことで、被ばくに伴う**健康不安の軽減**を図る。



個人線量計



ホールボディ・カウンタ

放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料

○**正確な情報発信**や、**様々なリスクコミュニケーション活動への一助とするため**、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の取組等を横断的に集約した**統一的な基礎資料**を作成（平成26年2月初版発行）、**毎年度改訂**。

◆ 上下巻の二分冊。**上巻では、放射線の基礎知識と健康影響、下巻では省庁等の取組**を横断的に**掲載**。

◆ **Webで公開**するとともに、人材の育成を目的とした**研修事業において、教材として活用**。

環境省Webサイトにて公表

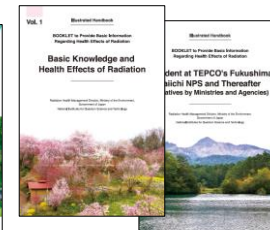
（日本語版）<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo/r1kisoshiryohtml.html>

（英語版）<https://www.env.go.jp/en/chemi/rhm/basic-info/>

○**統一的な基礎資料の英文版**を作成し、在日大使館や在外公館などへ配布。



統一的な基礎資料
（日本語版）



統一的な基礎資料
（英語版）

放射線による健康影響等に関するポータルサイト

◆ 放射線健康影響について関心の高い「食べる」、「訪れる」、「住む」、「胎児への影響・次世代影響」、「身近な放射線」について、**統一的な基礎資料の要点をまとめた資料（日本語版・英語版）**を作成。

◆ スマートフォンでも見やすいコンテンツを作成。

◆ 放射線による健康影響等に関する情報発信のコンテンツを掲載予定。



<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/>



研究調査

○住民の健康管理や安心につながる対策の充実・強化を推進するための**研究調査を実施**。

＜研究テーマ＞【令和3年度実施課題数】（令和3年4月1日現在）

- ① 放射線健康管理に資する線量評価に関する研究【7】
- ② 事故に係る身体面・心理面の健康影響およびそのメカニズムに関する研究【12】
- ③ 事故による放射線不安への対策に資する研究【7】
- ①と②の分野にまたがる研究【1】

情報発信

○放射線の健康影響に関して**いわれのない偏見・差別を未然に防ぐための情報を発信**

- ◆ 放射線の遺伝性影響に関する動画の制作
- ◆ 学生を中心とした情報発信のためのシンポジウムの開催
- ◆ 情報発信の基地となるWebページの制作・運用

ぐるプロジェクトとは

- 放射線健康影響に関する課題を通じ、
つむぐ：学び・知をつむ“ぐ”
つなぐ：人・町・組織をつな“ぐ”
つたわる：自分ごととしてつたわ“る”
ことにより、風評にまどわされない適正な判断力を
養っていく「ぐるプロジェクト」を2021年7月に立ち上げ。

- 目標は、**2025年度までに**「現在の放射線被ばくで、次世代への健康影響が福島県民に起こる可能性が高い」と思っている方の割合を2020年度の**40%から20%へ減らす**こと。

ぐるプロジェクトロゴ



「現在の放射線被ばくで、次世代への健康影響が福島県民に起こる可能性が高い」と思っている方の割合



出典：環境省令和2年度放射線の健康影響に関する報
発信実施業務 アンケート調査 より抜粋（2021年3月）

主な取組

ラジエーションカレッジ

- 全国の大学等でセミナー展開（**全国49校1,345名**が参加）。学ぶ場だけでなく、発表の場として収録会等を開催（プレゼン部門、台詞作成部門合わせて**50名**の学生が参加）。



- セミナー内容
(例)放射線の基礎
放射線による健康影響
遺伝性影響
福島原発事故後の状況
リスクコミュニケーション 等

日経セミナー×ぐるプロジェクト

- 落語家の桂三四郎氏を招いて、
創作落語「落語で気がつく差別、偏見」
を披露。落語を通して、知らず知らずに行っているかもしれない差別・偏見について考える。
- 放射線の健康影響に係る差別・偏見をなくしていくため、リスクコミュニケーションや行動経済学の観点から議論。進行は桂三四郎氏、また4人のパネリストを招いて、人の認識、イメージを変える戦略について考える。
<https://channel.nikkei.co.jp/risk-senryaku/>



落語家 桂三四郎氏



ぐるプロジェクトフォーラム

- ラジエーションカレッジに応募した50名の学生の作品を厳正に審査した結果、**6名が優秀賞を受賞**しました。令和4年2月28日(月)の「ぐるプロジェクトフォーラム」にて表彰を行い、参加した学生からは「子どもにまで偏見が引き継がれ、人生が狂わされてしまうことへの不安が拭えない」というプレゼンテーションもありました。
- 令和4年度は、学生だけでなく社会人にも対象を広げ、職場へのぐるプロジェクトの展開を進めていきます。

